官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（総務五四）　二
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三四）　三
○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（同三五）　四
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同三六）　五
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働三）　九
〔法規的告示〕
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（総務一七四）　三
○固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同一七五）　七
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（同一七六）　八
○インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件（同一七七）　二〇
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（同一七八）　二三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務九四）　二四
○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（同九五）　二五
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件の一部を改正する件（出入国在留管理庁一）　二六
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一四六）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
公示送達関係　六九
地方公共団体
行旅死亡人関係　七三
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第五十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項、第五十二条第一項及び第七十条第一項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第一条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（緊急通報を扱う事業用電気通信設備） **第三十五条の二十**　緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。	（緊急通報を扱う事業用電気通信設備） **第三十五条の二十**　［同上］
2　第三十五条の六第二号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合であつて、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。	2　第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。
3　第三十五条の六第三号の規定は、第一項の事業用電気通信設備について準用する。ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合は、この限りでない。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（端末設備等規則の一部改正）

第二条　端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（非常時事業者間ローミング） **第三十二条の二十四の二**　インターネットプロトコル移動電話端末は、非常時事業者間ローミング（電気通信事業者が、天災、事変その他の非常事態又は事業用電気通信設備の損壊、故障その他の事由により当該電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備（以下この条において「自網」という。）に利用者のインターネットプロトコル移動電話端末を接続できないときに、当該電気通信事業者と他の電気通信事業者との取決めに基づいて臨時に当該他の電気通信事業者が設置するインターネットプロトコル移動電話用設備（以下この条において「救済網」という。）に当該インターネットプロトコル移動電話端末を接続させることをいう。）に係る次の機能であつて総務大臣が別に告示するものを備えなければならない。	［新設］
一　インターネットプロトコル移動電話端末が救済網に過大な負荷を与えないようにするもの	
二　インターネットプロトコル移動電話端末の状態を救済網に通知するもの	
三　インターネットプロトコル移動電話端末が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようにするもの	
四　救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。）にあつては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できるもの	

五	救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあつては、電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号（発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であつても緊急通報を発信できるもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備（電気通信事業法（以下「法」という。）第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。以下同じ。）であって、この省令の施行の日前に法第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（以下「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行うインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。）であって、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものについては、第二条の規定による改正後の端末設備等規則第三十二条の二十四の二の規定は適用しない。

（準備行為）

第四条　技術基準適合認定等を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行おうとする者は、この省令の施行の日前においても、前条の規定による総務大臣の承認を受けることができる。

○法務省令第三十四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号の六様式を次のように改める。

別記第七号の六様式（第七条の二関係）

（表）　日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（特定登録者カード交付用）

出入国在留管理局長　殿

出入国管理及び難民認定法第９条第８項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

写真

1　国籍・地域

2　生年月日

3　氏名

4　性別　男・女

5　住居地

6　旅券

番号

発行年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

7　職業

勤務先名称

8　電話番号

電子メールアドレス

（裏）

以下の質問に回答してください。

1　あなたは、これまでに日本国又は日本国以外の国の法令に反して、懲役、拘禁刑、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありますか（執行猶予も含みます）。

・□ はい　・□ いいえ

2　あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありますか。

・□ はい　・□ いいえ

3　あなたが該当する項目にチェックをしてください。

□①　日本の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

□②　特定国※の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

□③　国際機関に所属している。

□④　日本の株式上場会社又はその子会社に所属している。

□⑤　特定国※の株式上場会社に所属している。

□⑥　資本金若しくは出資の総額が五億円以上の日本又は特定国※の法人に所属している。

□⑦　①の公的機関又は④の会社と業務上の関係を有しており、かつ、その業務に関し反復して来日する必要があることを理由として、当該機関又は会社から、あなたの希望者登録についての要望がなされている。

□⑧　十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持している。

□⑨　①～⑧のいずれかの要件を満たして、特定登録者カードの交付を受け又は受けようとしている者の配偶者又は未成年で未婚の子である。

□⑩　上記のいずれにも該当しない。

※　日本国がその国（又は地域・行政区画）の一般旅券所持者に対して査証免除措置を取っている国（又は地域・行政区画）をいいます。

4　3で①～⑥に該当すると回答された方のみお答えください。

役員又は常勤の職員として所属していますか。

・□ はい　・□ いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名／申請書作成年月日

年　月　日

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省令第三十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　　法務大臣　鈴木　馨祐

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第二条　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。	**第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　次のいずれにも該当しないこと。	四　次のいずれにも該当しないこと。
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
［ロ～ワ　略］	［ロ～ワ　同上］
［五～十三　略］	［五～十三　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○法務省令第三十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第二十条第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

22　活動内容

①【 □外交　□公用　□弁護士　□司法書士　□土地家屋調査士
□外国法事務弁護士　□公認会計士　□外国公認会計士　□税理士
□社会保険労務士　□弁理士　□海事代理士　□行政書士 】

②【 □医師　□歯科医師　□薬剤師　□保健師　□助産師
□看護師（EPA看護師を除く。）　□准看護師　□歯科衛生士
□診療放射線技師　□理学療法士　□作業療法士　□視能訓練士
□臨床工学技士　□義肢装具士 】

③【 □家事使用人　□家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ワーキング・ホリデー　□外国弁護士 】

⑤【 □アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □インターンシップ　□サマージョブ　□国際文化交流 】

⑦【 □製造業外国従業員　□家事支援者（国家戦略特区）
□耕種農業支援者（国家戦略特区）　□畜産農業支援者（国家戦略特区） 】

⑧【 □日系四世 】

⑨【 □起業活動 】

⑩【 □その他（　　） 】

（22で選択した区分に応じ以下の項目について記入）

○ ①を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,32及び「署名欄」を記入
○ ②を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,24,32及び「署名欄」を記入
○ ③を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 32及び「署名欄」を記入
○ ④を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27,32及び「署名欄」を記入
○ ⑤を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,25,32及び「署名欄」を記入
○ ⑥を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26,32及び「署名欄」を記入
○ ⑦を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,32及び「署名欄」を記入
○ ⑧を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27,32及び「署名欄」を記入
○ ⑨を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24,28～32及び「署名欄」を記入
○ ⑩を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27,32及び「署名欄」を記入

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Ｕ（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｕ（その他）

1　契約，招へい又は同居する外国人の氏名

（契約の場合は以下のいずれかの形態を選択）
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

2　申請人の活動内容
□ 外交，公用 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3，4，5(1)～(5)及び「記名（署名）欄」を記入
□ 弁護士，公認会計士，その他法律・会計業務，医師，その他医療関係業務，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，サマージョブ，国際文化交流，製造業外国従業員，家事支援者（国家戦略特区）農業支援者（国家戦略特区）
・・・・・・・・・・・・・・・ 3，4，5，6，7，8及び「記名（署名）欄」を記入
□ 家事使用人 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3，4，6，7，8，9及び「記名（署名）欄」を記入
□ 扶養を受ける活動 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10及び「記名（署名）欄」を記入
□ 日系四世 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11又は12及び「記名（署名）欄」を記入

3　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）

4　活動内容詳細

5　勤務先，所属機関又は通学先
(1)名称　　支店・事業所名
(2)法人番号（13桁）　(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
(4)業種
○　主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○　他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
(5)所在地　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上高（直近年度）　　円
(8)従業員数　　名　うち外国人職員数　　名
※(9)以下はインターンシップの場合に記載すること。
(9)常勤職員数 ※技能実習生，インターンシップ生を除く。　　名
(10)第1号技能実習生数　現在の在籍数　　名　受入予定数　　名
(11)インターンシップ生数　現在の在籍数　　名　受入予定数　　名（今次申請分を含む。）
(12)職業紹介事業者（雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入）
氏名又は名称　　法人番号（13桁）
雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
住所（所在地）　　電話番号
許可・届出番号　　受理年月日　　年　月　日

別記第六号の三様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)
20	教育(小学校・中学校・高等学校における語学教育)
21	教育(専修学校)
22	教育(各種学校)
23	教育(インターナショナルスクール)
24	教育(教育機関を除く)
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務(マーケティング，リサーチ)
28	企画事務(広報・宣伝)
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育(大学等)
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客(販売店)
52	接客(飲食店)
53	接客(その他)
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者(国家戦略特区)
95	耕種農業支援者(国家戦略特区)
96	畜産農業支援者(国家戦略特区)
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
101	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
107	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

別記第三十号様式申請人等作成用２　Ｕ（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　Ｕ（その他）

17　活動内容

①【 □ 外交　□公用　□ 弁護士　□ 司法書士　□ 土地家屋調査士
□ 外国法事務弁護士　□ 公認会計士　□ 外国公認会計士　□ 税理士
□ 社会保険労務士　□ 弁理士　□ 海事代理士　□ 行政書士 】

②【 □ 医師　□歯科医師　□ 薬剤師　□ 保健師　□ 助産師
□ 看護師(EPA看護師を除く。)　□ 准看護師　□ 歯科衛生士
□ 診療放射線技師　□ 理学療法士　□ 作業療法士　□ 視能訓練士
□ 臨床工学技士　□ 義肢装具士 】

③【 □ 家事使用人　□ 家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ ワーキング・ホリデー　□ 外国弁護士 】

⑤【 □ アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □ インターンシップ 】

⑦【 □ EPA看護師　□ EPA介護福祉士　□ EPA看護師候補者
□ EPA介護福祉士候補者　□ EPA就学介護福祉士候補者 】

⑧【 □ 製造業外国従業員　□ 家事支援者(国家戦略特区)
□ 耕種農業支援者(国家戦略特区)　□ 畜産農業支援者(国家戦略特区) 】

⑨【 □ 日系四世 】

⑩【 □ 起業活動 】

⑪【 □ その他　（　　） 】

（17で選択した区分に応じ以下の項目について記入）

○ ①を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18,27及び「署名欄」を記入

○ ②を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18,19,27及び「署名欄」を記入

○ ③を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 27及び「署名欄」を記入

○ ④を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑤を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18,20,27及び「署名欄」を記入

○ ⑥を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 21,27及び「署名欄」を記入

○ ⑦を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18,19,22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑧を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 18,27及び「署名欄」を記入

○ ⑨を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 22,27及び「署名欄」を記入

○ ⑩を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 19,23～27及び「署名欄」を記入

○ ⑪を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 22,27及び「署名欄」を記入

別記第三十号様式所属機関等作成用１　Ｕ（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｕ（その他）

1　契約，招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏　名　　(2)在留カード番号

（契約の場合は以下のいずれかの形態を選択）
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

2　申請人の活動内容
□ 外交，公用　・・・・・・・・・・・・3，4，5(1)～(5)及び「記名（署名）欄」を記入
□ 弁護士，公認会計士，その他法律・会計業務，医師，その他医療関係業務，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，製造業外国従業員，家事支援者（国家戦略特区），農業支援者（国家戦略特区）
・・・・・・・・・・・・・・・3，4，5，6，7，8及び「記名（署名）欄」を記入
□ EPA就学介護福祉士候補者　・・・・・・・3，4，5(1)～(5)，7及び「記名（署名）欄」を記入
□ 家事使用人　・・・・・・・・・・・・3，4，6，7，8，9及び「記名（署名）欄」を記入
□ 扶養を受ける活動　・・・・・・・・10及び「記名（署名）欄」を記入
□ 日系四世　・・・・・・・・・・・・11又は12及び「記名（署名）欄」を記入

3　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）［　　］
○他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）

4　活動内容詳細

5　勤務先，所属機関又は通学先
(1)名称　　支店・事業所名
(2)法人番号（13桁）　(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
(4)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）［　　］
○他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
(5)所在地　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上高（直近年度）　　円
(8)従業員数　　名　うち外国人職員数　　名

6　職務上の地位　　7　就労又は就学予定期間

8　月額報酬（税引き前の支払額）　　円
※各種手当（通勤・住宅・扶養等）・実費弁償の性格を有するものを除く。

9　雇用主（家事使用人の場合に記入）
(1)国　籍・地　域
(2)氏　名
(3)性　別　男・女　(4)生年月日　年　月　日
(5)住居地　　電話番号
(6)職務上の地位　(7)在留カード番号
(8)在留資格　(9)在留期間
(10)在留期間の満了日　年　月　日

別記第三十号様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	弁護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA看護師
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA就学介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	耕種農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	起業活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

別記第三十号の二様式申請人等作成用2　U（その他）を次のように改める。

申請人等作成用２　U（その他）

17　活動内容

①【 □ 外交　□公用　□ 弁護士　□ 司法書士　□ 土地家屋調査士
□ 外国法事務弁護士　□ 公認会計士　□ 外国公認会計士　□ 税理士
□ 社会保険労務士　□ 弁理士　□ 海事代理士　□ 行政書士 】

②【 □ 医師　□歯科医師　□ 薬剤師　□ 保健師　□ 助産師
□ 看護師(EPA看護師を除く。)　□ 准看護師　□ 歯科衛生士
□ 診療放射線技師　□ 理学療法士　□ 作業療法士　□ 視能訓練士
□ 臨床工学技士　□ 義肢装具士 】

③【 □ 家事使用人　□ 家族と同居（外交官の家族を含む。） 】

④【 □ ワーキング・ホリデー　□ 外国弁護士 】

⑤【 □ アマチュアスポーツ選手 】

⑥【 □ インターンシップ 】

⑦【 □ EPA看護師　□ EPA介護福祉士　□ EPA看護師候補者
□ EPA介護福祉士候補者　□ EPA就学介護福祉士候補者 】

⑧【 □ 製造業外国従業員　□ 家事支援者(国家戦略特区)
□ 耕種農業支援者(国家戦略特区)　□ 畜産農業支援者(国家戦略特区) 】

⑨【 □ 日系四世 】

⑩【 □ 起業活動 】

⑪【 □ その他　（　　） 】

(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)

○ ①を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18,27及び「署名欄」を記入
○ ②を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18,19,27及び「署名欄」を記入
○ ③を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27及び「署名欄」を記入
○ ④を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑤を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18,20,27及び「署名欄」を記入
○ ⑥を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 21,27及び「署名欄」を記入
○ ⑦を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18,19,22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑧を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18,27及び「署名欄」を記入
○ ⑨を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22,27及び「署名欄」を記入
○ ⑩を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 19,23～27及び「署名欄」を記入
○ ⑪を選択した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22,27及び「署名欄」を記入

別記第三十号の二様式所属機関等作成用1　U（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用１　U（その他）

1　契約，招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏　名　　(2)在留カード番号
(契約の場合は以下のいずれかの形態を選択)
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他(　　)

2　申請人の活動内容
□ 外交，公用 ・・・・・・・・・・・・ 3，4，5(1)～(5)及び「記名(署名)欄」を記入
□ 弁護士，公認会計士，その他法律・会計業務，医師，その他医療関係業務，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，製造業外国従業員，家事支援者(国家戦略特区)，農業支援者(国家戦略特区)
・・・・・・・・・・・・・・・ 3，4，5，6，7，8及び「記名(署名)欄」を記入
□ EPA就学介護福祉士候補者 ・・・・・・ 3，4，5(1)～(5)，7及び「記名(署名)欄」を記入
□ 家事使用人 ・・・・・・・・・・・・ 3，4，6，7，8，9及び「記名(署名)欄」を記入
□ 扶養を受ける活動 ・・・・・・・・ 10及び「記名(署名)欄」を記入
□ 日系四世 ・・・・・・・・・・・・ 11又は12及び「記名(署名)欄」を記入

3　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4　活動内容詳細

5　勤務先，所属機関又は通学先
(1)名称　　支店・事業所名
(2)法人番号(13桁)　(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
(4)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)所在地　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上高(直近年度)　　円
(8)従業員数　　名　うち外国人職員数　　名

6　職務上の地位　　7　就労又は就学予定期間

8　月額報酬(税引き前の支払額)　　円
※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

9　雇用主(家事使用人の場合に記入)
(1)国　籍・地　域
(2)氏　名
(3)性　別　男・女　(4)生年月日　年　月　日
(5)住居地　　電話番号
(6)職務上の地位　(7)在留カード番号
(8)在留資格　(9)在留期間
(10)在留期間の満了日　年　月　日

別記第三十号の二様式別紙　職種一覧を次のように改める。

別紙　職種一覧

1	経営
2	管理業務（経営者を除く）
3	調査研究
4	技術開発（農林水産分野）
5	技術開発（食品分野）
6	技術開発（機械器具分野）
7	技術開発（その他製造分野）
8	生産管理（食品分野）
9	生産管理（機械器具分野）
10	生産管理（その他製造分野）
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	編集
17	翻訳
18	デザイン
19	教育（教員免許を有する者が行う教育）
20	教育（小学校・中学校・高等学校における留学生教育）
21	教育（専修学校）
22	教育（各種学校）
23	教育（インターナショナルスクール）
24	教育（教育機関を除く）
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務（マーケティング，リサーチ）
28	企画事務（広報・宣伝）
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育（大学等）
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客（販売店）
52	接客（飲食店）
53	接客（その他）
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学技士
64	義肢装具士
65	学芸員
66	司法書士
67	弁理士
68	土壌汚染調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事使用人
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国企業Ｉ
86	キャージョブ
87	国際文化交流
88	EPA介護福祉士
89	EPA介護福祉士
90	EPA看護師候補者
91	EPA介護福祉士候補者
92	EPA経済介護福祉士候補者
93	製造業外国従業員
94	家事支援者（国家戦略特区）
95	酪農農業支援者（国家戦略特区）
96	畜産農業支援者（国家戦略特区）
97	民泊活動
98	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの）
99	農林漁業従事者
100	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
101	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
102	機械組立従事者
103	機械整備・修理従事者
104	機械検査従事者
105	建設躯体工事従事者
106	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）
107	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの）
108	運搬・清掃・包装等従事者
109	外交
110	公用
999	その他

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省・厚生労働省令第三号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行等に伴い、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国の送出機関） **第二十五条**　法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　当該機関又はその役員が拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 ［七～十　略］	（外国の送出機関） **第二十五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　当該機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 ［七～十　同上］
（理事の任命及び解任の認可申請） **第五十七条**　機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　［略］ 二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約 ［イ・ロ　略］ ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。 三　［略］	（理事の任命及び解任の認可申請） **第五十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。 三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第１号第七面を次のように改める。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第７面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

私（申請者）は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）
第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）
（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）
第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第十一号第二面を次のように改める。

別記様式第 11 号（第 24 条及び第 41 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第５号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（許可の欠格事由）
第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。
一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
二　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
三　第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
四　第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）
第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）
（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）
第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）
２　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法　規　的　告　示

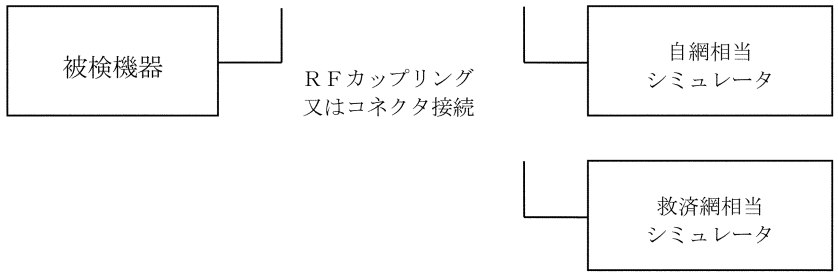
○総務省告示第百七十四号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

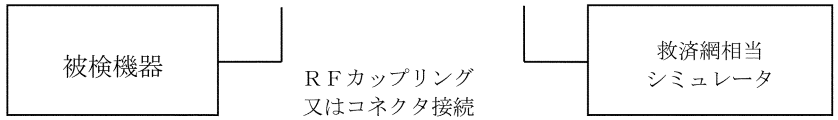
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第七号　無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 ［一～十二　略］ 十三　非常時事業者間ローミング機能 １　自動接続 ㈠　測定用機器は、次のとおりとする。 ⑴　自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。以下同じ。）相当のＬＴＥ設備用シミュレータ（以下「自網相当シミュレータ」という。） ⑵　救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する救済網をいう。以下同じ。）相当のＬＴＥ設備用シミュレータ（以下「救済網相当シミュレータ」という。） ㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。  ㈢　測定手順は、以下のとおりとする。 ⑴　自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。 ⑵　被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。 ⑶　自網相当シミュレータからの信号の送出を停止する。 ⑷　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。 ⑸　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。 ⑹　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	**別表第七号**　無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 ［一～十二　同左］ ［新設］

2　認証を行わない緊急通報

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

⑵　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。

⑶　救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑷　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

⑸　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑹　救済網相当シミュレータから応答メッセージを送出する。

⑺　被検機器が電気通信番号規則別表第九号に規定するＩＭＳＩの情報を含む緊急通報を発信することを確認する。

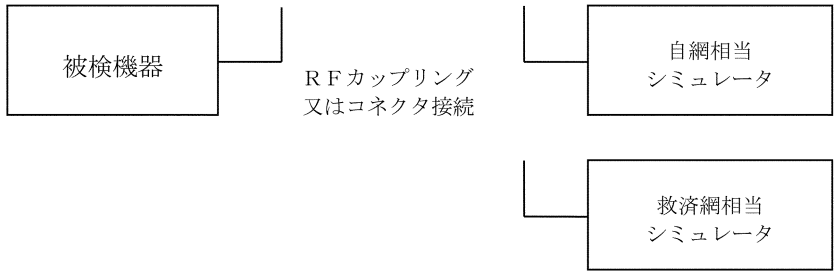
3　救済網を利用した緊急通報を終了後に自網に接続する機能

㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　自網相当シミュレータ

⑵　救済網相当シミュレータ

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

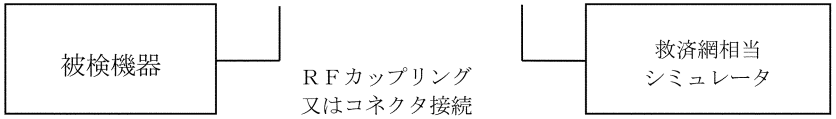
⑴　自網相当シミュレータから自網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

⑵　救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

(3)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。
(4)　救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
(5)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
(6)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
(7)　自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、被検機器の緊急通報を終了する。
(8)　被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。

4　救済網名を表示する機能

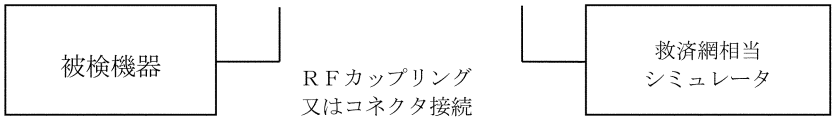
㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。
(1)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
(2)　被検機器の映像面に救済網の事業者に対応した表示がされ、選択ができることを確認する。
(3)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器の映像面に救済網の事業者に対応した表示がされることを確認する。

5　救済網に接続した状態で緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

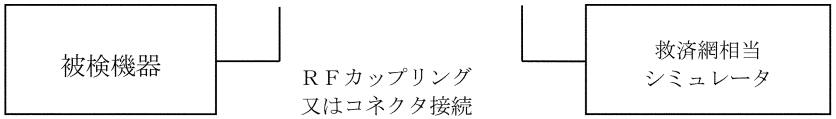


㈢　測定手順は、以下のとおりとする。
(1)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
(2)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
(3)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
(4)　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。
(5)　被検機器が具体的な緊急通報の接続先にＩＭＳＩの情報を含んだ発信を行い接続することを確認する。

6　救済網に接続した状態で、規制状態であっても緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　被検機器に挿入されたＵＳＩＭ内のＡＣを確認する。ただし、被検機器がＵＳＩＭを持たない場合には被検機器に登録されているＡＣを確認する。

⑵　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑶　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑷　⑴によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係る規制情報（ＡＣＢ（Access Class Barring）及びＳＳＡＣ（Service Specific Access Control）に関するもの）を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

⑸　被検機器が発信しないことを確認する。

⑹　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

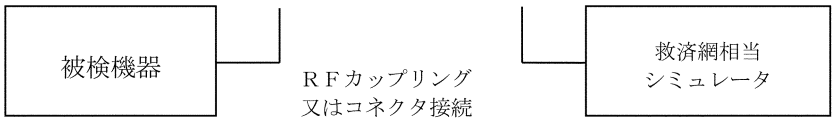
⑺　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

⑻　被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

7　救済網に接続した状態で発信電話番号通知設定又は非通知設定で緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑵　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑶　被検機器から184又は186を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加して緊急通報を発信する操作を行う。

⑷　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（380）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

⑸　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

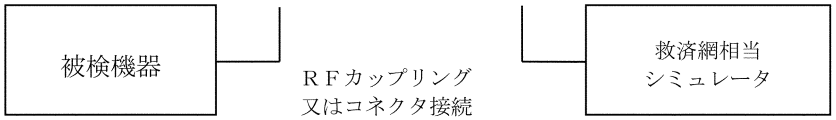
⑹　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

⑺　被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

8　救済網における重要通信の確保

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　被検機器に挿入されたＵＳＩＭ内のＡＣを確認する。ただし、被検機器がＵＳＩＭを持たない場合には被検機器に登録されているＡＣを確認する。

⑵　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑶　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑷　⑴によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係るＡＣＢに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

⑸　被検機器が発信しないことを確認する。

⑹　救済網に係るＡＣＢに関する規制情報を解除し、⑴によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係るＳＳＡＣに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

⑺　被検機器が音声信号を発信しないこと及びデータ信号を発信することを確認する。

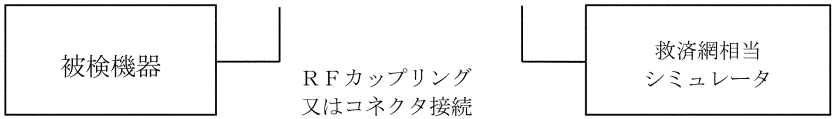
⑻　救済網に係るＳＳＡＣに関する規制情報を解除し、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

⑼　被検機器が発信することを確認する。

9　再送抑制

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈪　測定手順は、以下のとおりとする。 ⑴　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。 ⑵　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。 ⑶　被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。 ⑷　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。 ⑸　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号を再送間隔を含めずに送出する。 ⑹　被検機器が、当該被検機器の持つ再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。 ⑺　⑷から⑹までと同じ手順を４回繰り返して行う。 ⑻　⑺の後、被検機器が12分間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。 ⑼　被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器から救済網相当シミュレータへ位置登録の更新を求める信号を送出した場合について、⑴から⑶までと同様の手順で確認を行う。 ⑽　被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網への接続を求める信号を送出する。 ⑾　救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。 ⑿　被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の経過後救済網での待受を求める信号を再送し、救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第百七十五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第五号　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 ［第１～第３　略］ 第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［１～８　略］ ９　救済網に過大な負荷を与えないようにする機能 ⑴　救済網（端末設備等規則第32条の24の２に規定する救済網をいう。⑵において同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。 ⑵　救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。	**別表第五号**　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 ［第１～第３　同左］ 第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［１～８　同左］ ［新設］

(3)　無線設備規則第49条の６の９第１項及び第５項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備並びに複数の電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備（端末設備等規則第２条第２項第15号に規定するデジタルデータ伝送用設備をいう。以下(3)において同じ。）に接続する機能を有しない端末設備及び専ら試験を行うことを目的としてデジタルデータ伝送用設備に接続する端末設備（専ら本邦外において使用するものに限る。）にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。 10　その他 端末設備等規則第22条第２号、第23条、第26条から第28条まで及び第32条の24の２第３号に規定する機能と同等の機能を備えること。ただし、９(3)に規定する端末設備にあっては、同号に規定する機能と同等の機能を備えることを要しない。 ［第４の２～第７　略］	9　その他 端末設備等規則第22条第２号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。 ［第４の２～第７　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第４の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であって、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（次項において「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出（次項において単に「技術基準適合自己確認の届出」という。）を行ったものの電気的条件等については、なお従前の例によることができる。

3　この告示の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行う端末設備又は自営電気通信設備（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であってインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第五十四号）附則第三条の規定により、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものを除く。）と構造上一体となっている端末設備又は自営電気通信設備及びモバイルルータ（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第二十五号に規定するモバイルルータをいう。）を除く。）の電気的条件等については、この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第百七十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定（規則第三十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波	［略］	［略］
規則第三十二条の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	

一　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波	［同上］	［同上］
規則第三十二条の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等			
二　無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、同条第一項及び第五項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	
三　無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	［略］	［略］	
	規則第三十二条の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	
	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	
四　無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。	

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等			
二　無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	［同上］	［同上］	
	規則第三十二条の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。	

五　発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十三	中欄に掲げる規定を適用しない。
	規則第三十二条の二十四の二第二号、第四号及び第五号	中欄に掲げる規定を適用しない。
六　複数の電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。
七　専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）	規則第三十二条の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二条の二十三	中欄に掲げる規定を適用しない。

○総務省告示第百七十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を次のように定め、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

第一　インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に過大な負荷を与えないようにする機能

次に掲げる要件を満たすもの

一　救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する救済網をいう。以下同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。

二　救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みること。ただし、再送間隔の指定がない場合は、十二分以上の間隔をおいた後に接続を試みること。

三　インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信する場合は、緊急通報の通話が終了した際に直ちに救済網との接続を解除し、自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。）への接続を試みること。

第二　インターネットプロトコル移動電話端末等の状態を救済網に通知する機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で緊急通報を発信するときに、当該インターネットプロトコル移動電話端末等のＩＭＳＩ（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるＩＭＳＩをいう。）を送信するもの

第三　インターネットプロトコル移動電話端末等が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようにする機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が映像面を有する場合は、接続先が救済網であること及び救済網を設置する電気通信事業者を識別可能な情報の表示を行い、並びにいずれの救済網に接続するか選択できるようにするもの。ただし、当該情報の表示が技術的に困難と認められる場合は、この限りでない。

第四　救済網のみを用いて通信を行う場合（利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。）にあっては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できる機能

インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網に接続し緊急通報を発信する際に当該インターネットプロトコル移動電話端末等が救済網から非常時事業者間ローミング（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する非常時事業者間ローミングをいう。）用に緊急通報を許可する信号を受信した場合は、緊急通報の発信に係る位置情報を送信した上で、緊急通報を発信するもの

第五　救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあっては、付加的役務識別番号（電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号をいい、発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。以下同じ。）を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であっても緊急通報を発信できる機能

次に掲げる要件を満たすもの

一　インターネットプロトコル移動電話端末等が緊急通報（付加的役務識別番号を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加したものに限る。）を発信した際に救済網への切替えを指示する信号を受信したときは、救済網へ接続先を切り替えて緊急通報を発信すること。

二　インターネットプロトコル移動電話端末等が、救済網に接続し緊急通報を発信する場合に、救済網から緊急通報の発信を拒否する信号を受信したときは、当該信号に基づき緊急通報を発信すること。

○総務省告示第百七十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

なお、令和六年総務省告示第百六十六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、令和七年六月二十日限り廃止する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備　　考
72.54MHzから72.66MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 静岡県の区域を除く。 空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.48MHzから146.58MHzまで	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
147MHzから147.21MHzまで	北海道総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和12年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
161.2MHzから161.275MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
342.16875MHzから342.20225MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHzから358.70225MHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。

368.24MHzから368.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
386.24MHzから386.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
393.6MHzから394.3MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
397.75MHzから398.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
411.935MHzから411.985MHzまで	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
412.15MHzから413.2875MHzまで	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHzから427.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
428MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和11年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHzから450.2375MHzまで	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
2294MHzから2296MHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
5012MHzから5025MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	青森県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
5100MHzから5140MHzまで	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
8400MHzから8500MHzまで	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	茨城県土浦市及びつくば市、千葉県勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町、東京都町田市並びに神奈川県相模原市及び横浜市の区域を除く。

12.8GHzから12.95GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１Ｗ以下	
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１Ｗ以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
15.5GHzから15.6GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	福岡県、佐賀県及び長崎県の区域を除く。
28.2GHzから29.1GHzまで	北海道総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 秋田県秋田市及び南秋田郡大潟村の区域は屋内での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 栃木県栃木市、千葉県白井市、東京都文京区本郷七丁目、江東区青海二丁目、江東区新木場二丁目、八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市及び国分寺市並びに神奈川県横浜市鶴見区矢向一丁目、川崎市中原区及び厚木市の区域は屋内での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 富山県高岡市及び南砺市の区域は屋内での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 愛知県名古屋市西区及び三重県津市の区域は屋内での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 鳥取県境港市の区域は屋内での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 徳島県徳島市並びに愛媛県松山市及び今治市の区域は屋内での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 宮崎県延岡市の区域は屋内での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和８年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
31.05GHzから31.2GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１Ｗ以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１Ｗ以下	
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５Ｗ以下に限る。
47.2GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５Ｗ以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５Ｗ以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	

51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が1000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
102GHzから1100GHzまで	北海道総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、群馬県吾妻郡（長野原町、嬬恋村及び草津町に限る。）並びに山梨県韮崎市及び北杜市の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、長野県岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡（長和町に限る。）、諏訪郡及び上伊那郡（辰野町、箕輪町及び南箕輪村に限る。）の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注３）　この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。

109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に免許を受けている四一一・八一一五MHzから四一三・二八七五MHzまでの周波数の範囲の電波を使用する特定実験試験局が使用可能な周波数の範囲等については、この告示の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、この告示による廃止前の令和六年総務省告示第百六十六号の規定を適用する。

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日　法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［二から三十一　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［二から三十一　同上］

改正後	改正前
三十二　削除	三十二　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動
［三十三～三十四　略］	［三十三～三十四　同上］
三十五　削除	三十五　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動
［三十六～五十五　略］	［三十六～五十五　同上］
五十六　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ二〇二七）の関係者であって、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動	［号を加える。］
五十七　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動	［号を加える。］
［別表第一～別表第十七　略］	**［別表第一～別表第十七　同上］**
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［号を加える。］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第九十五号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　削除	五　特定活動告示第三十二号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう特定監理団体をいう。）の職員
六　削除	六　特定活動告示第三十五号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう特定監理団体をいう。）の職員
［七～十二　略］	［七～十二　同上］
十三　特定活動告示第五十六号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。以下「園芸博覧会協会」という。）の職員又は令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　二〇二七）の関係者であって、園芸博覧会協会が適当と認めるもの	［号を加える。］
十四　特定活動告示第五十七号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、特定活動告示第五十六号に掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○出入国在留管理庁告示第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日　　出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件（平成二十八年法務省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

（表）

日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書

（グローバル・エントリー・プログラム登録者専用）

出入国在留管理局長　殿

写　真

出入国管理及び難民認定法第９条第８項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

1　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　性別　男・女

5　住居地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　旅券

番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発行年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

7　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏）

以下の質問に回答してください。

1　グローバル・エントリー・プログラムの登録に基づき、アメリカ合衆国国土安全保障省税関・国境取締局から付与されている「ＰＡＳＳＩＤ」を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　あなたは、これまでに日本国又は日本国以外の国の法令に反して、懲役、拘禁刑、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありますか（執行猶予も含みます）。

・□ はい　　・□ いいえ

3　あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありますか。

・□ はい　　・□ いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名／申請書作成年月日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　年　　月　　日

附　則

（施行期日）

1　この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に行われているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この告示による改正後の様式による申請とみなす。

3　この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○財務省告示第百四十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年五月二十九日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第144回	78,870,000円	78,838,598円
〃	第145回	336,200,000円	336,066,084円
〃	第146回	240,210,000円	240,114,322円
〃	第147回	234,730,000円	234,636,516円
〃	第148回	555,180,000円	554,958,848円
〃	第149回	215,340,000円	215,254,236円
〃	第150回	274,140,000円	274,030,816円
〃	第151回	383,570,000円	383,417,232円
〃	第152回	323,670,000円	323,541,076円
〃	第153回	299,550,000円	299,430,680円
〃	第154回	234,270,000円	234,176,686円
〃	第155回	420,240,000円	420,072,602円
〃	第156回	172,690,000円	172,621,234円
〃	第157回	306,500,000円	306,377,926円
〃	第158回	511,380,000円	511,176,314円
〃	第159回	219,610,000円	219,522,540円
〃	第160回	128,410,000円	128,358,873円
〃	第161回	192,400,000円	192,262,056円
〃	第162回	278,250,000円	277,828,744円
〃	第163回	138,780,000円	138,724,734円
〃	第164回	128,890,000円	128,838,690円
〃	第165回	238,810,000円	238,714,890円
〃	第166回	940,570,000円	939,370,942円
〃	第167回	20,000円	19,969円
〃	第168回	3,000,000円	2,993,474円
〃	第169回	220,000円	219,404円
〃	第170回	33,000,000円	32,927,167円
〃	第171回	6,200,000円	6,191,254円
〃	第172回	97,200,000円	97,044,288円
〃	第173回	15,520,000円	15,498,667円
〃	第177回	10,000,000円	9,992,702円
〃	第178回	122,100,000円	122,091,270円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第110回	3,100,000円	3,098,768円
〃	第111回	40,010,000円	39,994,068円
〃	第112回	61,910,000円	61,885,342円
〃	第113回	59,400,000円	59,376,340円
〃	第114回	149,920,000円	149,860,292円
〃	第115回	112,260,000円	112,215,292円
〃	第116回	84,190,000円	84,156,472円
〃	第117回	165,630,000円	165,564,038円
〃	第118回	251,800,000円	251,699,704円
〃	第119回	218,900,000円	218,812,814円
〃	第120回	124,960,000円	124,910,236円
〃	第121回	176,060,000円	175,989,868円
〃	第122回	158,340,000円	158,276,932円
〃	第123回	224,310,000円	224,220,654円

〃	第124回	243,020,000円	242,923,206円
〃	第125回	317,190,000円	317,063,654円
〃	第126回	345,580,000円	345,442,344円
〃	第127回	100,290,000円	100,250,060円
〃	第128回	199,710,000円	199,630,450円
〃	第129回	440,310,000円	440,134,616円
〃	第130回	341,250,000円	341,114,074円
〃	第131回	403,120,000円	402,959,414円
〃	第132回	303,560,000円	303,439,084円
〃	第133回	197,280,000円	197,201,412円
〃	第134回	179,400,000円	179,328,548円
〃	第135回	151,270,000円	151,209,760円
〃	第136回	106,070,000円	106,027,758円
〃	第137回	169,940,000円	169,872,320円
〃	第138回	238,820,000円	238,724,878円
〃	第139回	127,680,000円	127,629,144円
〃	第140回	83,120,000円	83,086,900円
〃	第141回	275,400,000円	275,246,446円
〃	第142回	1,242,610,000円	1,240,827,880円
〃	第143回	953,080,000円	951,940,938円
〃	第144回	1,657,330,000円	1,654,953,036円
〃	第145回	753,480,000円	752,639,538円
〃	第146回	437,330,000円	437,016,434円
〃	第147回	390,580,000円	390,393,294円
〃	第148回	228,050,000円	227,959,162円
〃	第149回	1,289,330,000円	1,287,891,822円
〃	第150回	1,046,560,000円	1,044,809,245円
〃	第151回	1,200,720,000円	1,197,562,700円
〃	第152回	1,987,070,000円	1,980,419,924円
〃	第153回	1,509,250,000円	1,506,243,526円
〃	第154回	1,302,060,000円	1,300,192,564円
〃	第155回	1,978,090,000円	1,974,149,544円
〃	第156回	3,929,130,000円	3,918,798,175円
〃	第157回	44,000,000円	43,864,262円
〃	第158回	10,000,000円	9,965,501円
〃	第159回	3,200,000円	3,187,728円
〃	第161回	7,200,000円	7,186,194円
〃	第162回	6,200,000円	6,186,460円
〃	第163回	15,500,000円	15,469,666円
〃	第164回	4,000,000円	3,991,716円
〃	第165回	3,000,000円	2,994,165円
〃	第167回	20,000,000円	19,982,932円
〃	第168回	150,030,000円	150,016,737円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第62回	30,560,000円	30,417,548円
〃	第63回	94,060,000円	93,629,050円
〃	第64回	196,100,000円	195,224,966円
〃	第65回	51,410,000円	51,184,699円
〃	第66回	128,690,000円	128,149,575円
〃	第67回	41,030,000円	40,864,905円
〃	第68回	66,030,000円	65,722,207円
〃	第69回	112,830,000円	112,313,054円
〃	第70回	42,560,000円	42,370,104円

〃	第71回	179,360,000円	178,573,943円
〃	第72回	260,480,000円	259,367,005円
〃	第73回	158,280,000円	157,643,092円
〃	第74回	79,350,000円	78,980,119円
〃	第75回	41,180,000円	40,991,340円
〃	第76回	89,260,000円	88,861,716円
〃	第77回	53,830,000円	53,594,095円
〃	第78回	120,430,000円	119,932,398円
〃	第79回	93,600,000円	93,223,360円
〃	第80回	74,140,000円	73,794,407円
〃	第81回	393,670,000円	391,866,293円
〃	第82回	197,400,000円	196,519,167円
〃	第83回	613,110,000円	610,422,994円
〃	第84回	91,940,000円	91,551,096円
〃	第85回	100,640,000円	100,235,044円
〃	第86回	129,340,000円	128,737,088円
〃	第87回	110,250,000円	109,744,877円
〃	第88回	183,890,000円	183,069,450円
〃	第89回	53,880,000円	53,643,877円
〃	第90回	176,710,000円	175,982,584円
〃	第91回	222,790,000円	221,893,503円
〃	第92回	148,420,000円	147,728,151円
〃	第93回	301,720,000円	300,337,585円
〃	第94回	161,750,000円	161,028,241円
〃	第95回	167,960,000円	167,223,918円
〃	第96回	221,910,000円	221,006,085円
〃	第97回	257,150,000円	256,115,245円
〃	第98回	367,040,000円	365,329,048円
〃	第99回	358,100,000円	356,459,267円
〃	第100回	170,140,000円	169,380,803円
〃	第101回	435,920,000円	434,009,557円
〃	第102回	289,870,000円	288,653,005円
〃	第103回	343,340,000円	341,958,431円
〃	第104回	253,470,000円	252,288,459円
〃	第105回	324,870,000円	323,381,526円
〃	第106回	204,140,000円	203,229,089円
〃	第107回	514,550,000円	512,294,948円
〃	第108回	622,450,000円	619,850,976円
〃	第109回	311,740,000円	310,485,574円
〃	第110回	314,010,000円	312,546,249円
〃	第111回	435,840,000円	433,843,071円
〃	第112回	409,570,000円	407,742,399円
〃	第113回	540,250,000円	537,882,306円
〃	第114回	581,750,000円	579,316,722円
〃	第115回	513,260,000円	511,194,646円
〃	第116回	728,540,000円	725,143,908円
〃	第117回	726,330,000円	723,002,108円
〃	第118回	529,770,000円	527,406,038円
〃	第119回	691,170,000円	688,140,883円
〃	第120回	1,076,110,000円	1,071,578,845円
〃	第121回	98,780,000円	98,382,512円
〃	第122回	37,760,000円	37,583,989円
〃	第123回	62,860,000円	62,572,001円

〃	第124回	74,220,000円	73,888,826円
〃	第125回	155,950,000円	155,266,558円
〃	第126回	528,280,000円	526,067,756円
〃	第127回	644,060,000円	641,468,308円
〃	第128回	389,130,000円	387,316,082円
〃	第129回	464,370,000円	462,242,361円
〃	第130回	503,100,000円	500,855,026円
〃	第131回	304,550,000円	303,215,315円
〃	第132回	525,330,000円	523,118,726円
〃	第133回	463,760,000円	461,893,854円
〃	第134回	487,730,000円	485,456,446円
〃	第135回	306,320,000円	304,916,526円
〃	第136回	377,350,000円	375,666,184円
〃	第137回	400,600,000円	398,844,358円
〃	第138回	340,300,000円	338,926,176円
〃	第139回	313,980,000円	312,716,567円
〃	第140回	550,910,000円	548,341,940円
〃	第141回	644,480,000円	641,527,142円
〃	第142回	966,450,000円	962,137,437円
〃	第143回	770,560,000円	767,182,979円
〃	第144回	1,212,270,000円	1,207,203,807円
〃	第145回	1,091,790,000円	1,087,396,647円
〃	第146回	970,290,000円	965,767,013円
〃	第147回	852,160,000円	848,255,585円
〃	第148回	994,580,000円	990,141,951円
〃	第149回	796,630,000円	793,138,739円
〃	第150回	1,116,410,000円	1,111,762,679円
〃	第151回	1,333,670,000円	1,328,303,299円
〃	第152回	785,860,000円	782,196,727円
〃	第153回	900,290,000円	896,165,067円
〃	第154回	1,536,160,000円	1,529,305,257円
〃	第155回	1,144,760,000円	1,139,743,032円
〃	第156回	1,352,510,000円	1,346,816,309円
〃	第157回	819,990,000円	816,690,388円
〃	第158回	732,630,000円	729,214,868円
〃	第159回	1,225,520,000円	1,219,904,920円
〃	第160回	636,180,000円	633,341,231円
〃	第161回	1,610,660,000円	1,603,601,140円
〃	第162回	1,275,440,000円	1,270,133,322円
〃	第163回	1,472,600,000円	1,466,674,287円
〃	第164回	1,720,110,000円	1,712,091,697円
〃	第165回	1,472,080,000円	1,465,335,234円
〃	第166回	1,273,960,000円	1,268,275,267円
〃	第167回	2,164,670,000円	2,155,183,125円
〃	第168回	2,639,810,000円	2,628,451,116円
〃	第170回	10,000,000円	9,956,705円
〃	第171回	30,200,000円	30,062,762円
〃	第172回	2,500,000円	2,489,686円
〃	第173回	39,200,000円	39,063,985円
〃	第174回	6,200,000円	6,181,391円
〃	第175回	10,500,000円	10,475,766円
〃	第179回	40,000,000円	39,959,979円
〃	第180回	149,770,000円	149,759,482円
合　　計		90,379,290,000円	90,084,991,036円

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

○

▷

○

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

札幌市北区屯田五条八丁目三番二号

合同会社ＧＬＯＶＥ

清算人　出口　有里

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

札幌市豊平区羊ケ丘一番地

一般社団法人コンサドーレ北海道スポーツクラブ

代表清算人　岩崎　亮輔

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

北海道江別市上江別四七〇番地

ＮＳ北海製線株式会社

代表清算人　竹内　淳

解散公告

当社は、令和七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岩手県盛岡市下田字仲平六九番地一三一

株式会社ユートピア生出

代表清算人　櫻　聖四郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岩手県盛岡市上堂三丁目二番一号

有限会社ヒカリ商店

清算人　加藤　秀久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福島県いわき市泉町滝尻字神力前二三番地

有限会社三共

清算人　草野　侃

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福島県南相馬市原町区高見町一丁目一〇四番地

福島石膏株式会社

代表清算人　櫻井　貫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

茨城県日立市十王町友部一六二四番地の五

有限会社斉藤工業所

清算人　斉藤　政博

解散公告

当社は、令和七年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

茨城県牛久市田宮町四六六番地一五六

高峰建設株式会社

代表清算人　小澤　強

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日開催の会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
埼玉県吉川市きよみ野二丁目一三番地二
特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク
清算人　辻田　満

解散公告

当社は、令和七年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
埼玉県入間市宮寺三四五番地六
有限会社坂井工業
清算人　児玉　広美

解散公告

当社は、令和七年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
埼玉県朝霞市幸町一丁目一二―八
株式会社逸品レール
代表清算人　キンイクホウ

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
シルスフィア会計事務所内
合同会社Ｓｏｎａｒ　Ｇｒｏｕｐ2
清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
シルスフィア会計事務所内
合同会社ＳＰＣ　Ｔｏｋｙｏ
清算人　洪　辰圭

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都台東区浅草四丁目二番五号プランドール浅草一〇一
株式会社ＢＬＵＥ
代表清算人　中原　徹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ　Ｊ税理士法人内
ソーラーマタイホールディングス一般社団法人
代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ　Ｊ税理士法人内
ソーラーマタイ合同会社
清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、令和七年三月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都品川区旗の台三丁目七番一二号
特定非営利活動法人日本箸道協会
清算人　牟田　実

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都渋谷区神泉町二二番三―七〇一号
ＥＰＬ株式会社
代表清算人　下地　啓太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都目黒区柿の木坂二丁目四番一二―一〇一号
ｇｒａｂ株式会社
代表清算人　乾　晋也

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都豊島区東池袋三丁目八番五―五〇七号
三益株式会社
代表清算人　林　学森

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都豊島区東池袋一丁目三三番三号
株式会社ＪＡＥ
代表清算人　平井　真之

解散公告

当社は、令和七年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都渋谷区笹塚一丁目六四番八号Ｄａｉｗａ笹塚ビル七階
株式会社Ｒｕｂａｈ４
代表清算人　竹節　浩二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都品川区小山六丁目二一番五号エクセル５―一〇五号
合同会社ミラクル８
清算人　和田　信幸

解散公告

当社は、令和七年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十九日
東京都中野区本町二丁目一―八ＹＳＧａｒｄｅｎ四Ｆ
株式会社ＣＨＥＲＩＭＯ
代表清算人　岡本　健人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都足立区竹の塚一丁目二五番一七号

株式会社丸竹商事

代表清算人　濡髪　本治

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区松濤二丁目一六番一六号六〇二

特定非営利活動法人日本アジア経験交流会

清算人　大澤　康宏

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区東一丁目二番二〇号一四一一

号室　ブラックバッジグループ株式会社

代表清算人　吉田　浩士

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都豊島区目白一丁目三番一七号C九〇一

合同会社エムカ

清算人　松木　賢宏

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都八王子市めじろ台一丁目二七番地の六

有限会社野菜家族

清算人　山田こずえ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区芝二丁目二八番八号芝二丁目ビル

株式会社シーンズ

代表清算人　松井　初男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都足立区加平三丁目一二番一号

株式会社アズシステム

代表清算人　山崎由紀子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・ヴィーナス

清算人　下田　興一

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都杉並区上高井戸二丁目二番七号

株式会社ピーツーモバイルエージェンシー

代表清算人　内海　克巳

解散公告

当社は、令和七年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都三鷹市下連雀三―四三―二一―一一〇一

株式会社SPジャパン

代表清算人　相良　尚子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区港南二丁目一六番二号

B―ON株式会社

代表清算人　白木　秀司

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都港区白金二丁目五番二〇―一六〇三号

GUY株式会社

代表清算人　金井　雄二

解散公告

当社は、令和七年四月三十日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿

野村ビル三二階

Mco Advisors株式会社

代表清算人　コジリアン・マイケル・ジェームス

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区横川四丁目三番九号

株式会社友村国際

代表清算人　黄　韻憓

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区両国二丁目二番二号ライオンズマンション八〇三号室

株式会社今村国際

代表清算人　陳　育明

解散公告

当社は、令和七年三月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都板橋区徳丸一丁目一七番二XO財託

第三ビル三〇九号　VN合同会社

清算人　塗　友春

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区向島二丁目二二―六ダイアパレス隅田公園一〇三

合同会社Ｔｏｋｙｏ　Ｂｒａｉｎ　Ｓｔｕｄｉｏ

清算人　冨田　大揮

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー九階トンネル東京

株式会社ＮＡＤＤＩＣ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　金　基一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

横浜市鶴見区東寺尾北台一五番二一号

有限会社アウグストゥス

清算人　赤池　修

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

神奈川県鎌倉市台一丁目一五番八号

有限会社エヌ・ワイ・ファクトリー

清算人　横山　宣幸

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

静岡県富士宮市上条字大塚一〇一番地

株式会社ＳＵＮＲＩＳＥ

代表清算人　小林　一彦

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

山梨県笛吹市一宮町下矢作三九九番地一

株式会社日本友和

代表清算人　村田由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

石川県金沢市広岡三丁目二番四一号

有限会社つねしろ

清算人　荒川　恒一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

長野県茅野市中大塩二二番地三五

特定非営利活動法人ＣＬＩＰ　ｉｎすわ

清算人　後藤　耕雄

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岐阜県岐阜市月丘町二丁目三一番地

有限会社沢田米店

清算人　澤田　豊彦

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岐阜県郡上市美並町白山四五番地六

有限会社ＦＡかみいちば

清算人　長尾　延孝

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

静岡市駿河区丸子六七七四番地

特定非営利活動法人和っしょい・夢街道

清算人　磯野眞理子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

愛知県豊田市稲武町横川渡四番地の一

熊谷建設株式会社

代表清算人　熊谷　英美

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

三重県津市高茶屋二丁目五四番一八号

合同会社エアリー

清算人　磯和　章治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都府八幡市男山泉一二番地七

特定非営利活動法人パーキンソン病支援センター

清算人　寺松由美子

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都府福知山市篠尾新町二丁目二一番地

特定非営利活動法人Ｅ　ｇｒｏｗｓ

清算人　西井　宏明

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

京都市中京区西ノ京東月光町八番二号レスポアール三条朱雀五〇五号

有限会社エリーシステム

清算人　池上　亨

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪府東大阪市小阪本町二丁目三番三三号

株式会社谷川石材總本店

代表清算人　谷川　一清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪市中央区船場中央二丁目一番四号船場センタービル四号館地下一階Ｂ一〇八ＲＯＹＡＬＯＦＦＩＣＥ内　天璣株式会社

代表清算人　利　美兒

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大阪府豊中市穂積一丁目一番一七号

株式会社井村工務店

代表清算人　井村　浩三

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

兵庫県宝塚市米谷一丁目二二番七号

ニシカワ化成株式会社

代表清算人　西川　裕美

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

兵庫県三木市志染町青山五丁目一〇番地の一八

有限会社海渡しょう

清算人　海渡　正雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

奈良市橋本町三―一

株式会社ＧＬＯＣＡＬ　ＭＥＲＣＨＡＮＴ

代表清算人　辻本　大輔

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

和歌山県日高郡印南町大字島田二一七一番地の二

有限会社辻井

清算人　辻井　和吉

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岡山県備前市東片上五〇番地の一

備前交通株式会社

代表清算人　寺尾　俊郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岡山県小田郡矢掛町矢掛一九七三番地

有限会社山陽新聞矢掛販売所

清算人　武井　康雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島県尾道市吉和町五一二三番地四

株式会社つなぐ

代表清算人　安井　由技

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島市安佐南区山本七丁目八番一三号

合同会社ファースト．Ｃ

代表清算人　早田　功

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島市南区段原南一丁目一九番六号

有限会社花福

清算人　仁井内大崇

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

広島市南区旭二丁目一七番七号

株式会社淳風塾

代表清算人　根葉　啓子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

山口県下関市彦島塩浜町一丁目六番一一号

有限会社ファミリーマートますだ

清算人　桝田　一美

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

香川県高松市兵庫町一番地一七

有限会社山根商店

清算人　山根　照雄

第５期決算公告

令和７年５月29日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階

WEBHELP JAPAN株式会社

代表取締役　ジェーン・キャサリン・フォガティ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	257,559
	固定資産	9,799
	合計	267,358
負債及び純資産の部	流動負債	49,098
	賞与引当金	10,237
	株主資本	218,260
	資本金	1,000
	利益剰余金	217,260
	その他利益剰余金	217,260
	（うち当期純利益）	(145,795)
	合計	267,358

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福岡県久留米市大石町二六五番地八

ライトデザインワークス株式会社

代表清算人　陣内　孝広

解散公告

当社は、令和七年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福岡市東区奈多三丁目二番五号

九州サンアイ商事有限会社

清算人　濵﨑　将幸

解散公告

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

佐賀県西松浦郡有田町丸尾二六七一

一般社団法人岳乃百姓一揆

代表清算人　池田　徳幸

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

熊本県宇城市小川町南小川三三五番地

株式会社手野運送

代表清算人　武藤　哲裕

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

大分県竹田市大字入田三四九五番地

有限会社伊藤

清算人　伊藤　公明

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

鹿児島市上本町三番一八号

有限会社熊本屋

清算人　南　芙美子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

沖縄県那覇市牧志二丁目一六番四六号タカラマンション一Ｆ

有限会社ギャルリーウィウィ

清算人　普久原朝健

解散公告

当組合は、総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

沖縄県那覇市小禄五丁目一三番一号

沖縄県空室対策事業協同組合

清算人　佐平八十男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

青森県八戸市南郷大字島守字熊堂二〇

清算法人八戸平原土地改良区

清算人代表　郷州　公典

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

埼玉県久喜市西大輪一九二四番地一七

医療法人敏行会

清算人　朝比奈義仁

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都江戸川区南篠崎町二丁目一〇番一一号一階

医療法人社団健英会

清算人　木俣　吉博

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月二十四日に世田谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号三菱地所レジデンス株式会社建替事業部内

ニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合

代表清算人　菊地　敏文

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

相模原市南区相模大野四丁目五番五号ロビーシティ相模大野五番街五号棟二〇一号

医療法人ロビーファイブレディースクリニック

清算人　佐藤　千史

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

三重県桑名市大字芳ケ崎一二五八番地の一

医療法人社団水谷歯科クリニック

清算人　髙野　哲也

第18期決算公告　令和７年５月29日

東京都千代田区麹町２－５－１

半蔵門PREX　South　2F

Welocalize Japan株式会社

代表取締役

オブライエン・ダニエル・パトリック

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	603,056
	固定資産	10,851
	資産合計	**613,907**
負債及び純資産の部	流動負債	240,450
	株主資本	373,456
	資本金	47,882
	資本剰余金	27,882
	資本準備金	27,882
	利益剰余金	297,691
	その他利益剰余金	297,691
	（うち当期純利益）	(82,346)
	負債・純資産合計	**613,907**

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年二月二十九日開催の臨時社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和六年十月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

鳥取県倉吉市伊木二〇一番地六

医療法人松田医院

清算人　松田　光郎

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

鳥取県米子市両三柳字大沢一五―一〇七番地

医療法人ワイエイオーラルヘルスセンター

清算人　髙野　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

岡山県都窪郡早島町早島二三〇六番地の四

医療法人はやしま歯科

清算人　**廣瀬　正剛**

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

沖縄県那覇市安里二丁目九番八号サンステーションビル一階　医療法人せせらぎ

清算人　又吉　亮二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月十二日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十九日

福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山六〇七番地

宗教法人神習教三島講社

清算人　弁護士　一ノ瀬美枝

連絡先　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

第72期決算公告

令和７年５月29日

北海道江別市工栄町５番地19

ニチラク機械株式会社

代表取締役社長　畑本　均

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,399,202
	固定資産	737,420
	合計	4,136,622
負債及び純資産の部	流動負債	1,722,799
	固定負債	118,881
	株主資本	2,294,942
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,244,942
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,232,442
	（うち当期純利益）	(111,383)
	合計	4,136,622

第 73 期 決 算 公 告

2025 年 5 月 29 日

茨城県古河市下大野1818
龍田化学株式会社
取締役社長　谷口　博之

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,694,697	流動負債	1,751,923
固定資産	2,840,939	固定負債	593,173
有形固定資産	2,574,782	（うち引当金）	(518,734)
無形固定資産	42	株主資本	3,186,324
投資その他の資産	266,115	資本金	300,600
		利益剰余金	2,885,724
		利益準備金	75,150
		その他利益剰余金	2,810,574
		（うち当期純利益）	(29,395)
		評価・換算差額等	4,216
		その他有価証券評価差額金	4,216
資産合計	**5,535,637**	**負債・純資産合計**	**5,535,637**

第８期決算公告

令和７年５月29日
宮城県仙台市青葉区本町三丁目５番22号
株式会社仙台政府刊行物センター
代表取締役　武田　康二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,661
	固定資産	6,780
	合計	39,441
負債及び純資産の部	流動負債	29,567
	株主資本	9,873
	資本金	10,000
	利益剰余金	△127
	その他利益剰余金	△127
	（うち当期純利益）	(1,990)
	合計	39,441

第40期決算公告

2025年５月22日
岩手県盛岡市青山二丁目20番５号
岩手ノーミ株式会社
代表取締役　斉藤　仁

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,147,766
	固定資産	150,251
	資産合計	1,298,017
負債及び純資産の部	流動負債	348,744
	固定負債	54,955
	株主資本	894,317
	資本金	30,000
	利益剰余金	864,317
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	856,817
	（うち当期純利益）	(213,645)
	負債・純資産合計	1,298,017

第11期決算公告

令和７年３月27日
北海道北広島市栄町１丁目52番
株式会社ＳＱＵＥＥＺＥ
代表取締役　舘林　真一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,519
	固定資産	257
	資産合計	2,776
負債及び純資産の部	流動負債	1,005
	固定負債	893
	株主資本	877
	資本金	100
	資本剰余金	368
	資本準備金	368
	利益剰余金	409
	その他利益剰余金	409
	（うち当期純利益）	(301)
	新株予約権	1
	負債・純資産合計	2,776

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月19日

埼玉県深谷市岡1900―１

埼玉ヤマト株式会社

代表取締役　池田　　巌

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	300,535
	固定資産	29,364
	資産合計	329,899
負純資債及産のび部	流動負債	123,149
	固定負債	179,691
	株主資本	27,059
	資本金	90,000
	利益剰余金	△62,941
	その他利益剰余金	△62,941
	（うち当期純利益）	(8,984)
	負債・純資産合計	329,899

第 70 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

埼玉県坂戸市千代田５丁目６番12号

理研化機工業株式会社

代表取締役　平木　健介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,543,775
	固定資産	792,724
	合計	7,336,499
負純資債及産のび部	流動負債	2,546,778
	固定負債	325,780
	株主資本	4,463,941
	資本金	182,000
	利益剰余金	4,299,673
	利益準備金	44,700
	その他利益剰余金	4,254,973
	（うち当期純利益）	(253,174)
	自己株式	△17,732
	合計	7,336,499

第 5 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1447―１

株式会社尚仁沢ビバレッジ

代表取締役社長　菊池　俊成

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120,962
	固定資産	508,736
	合計	629,698
負純資債及産のび部	流動負債	186,037
	固定負債	281,045
	株主資本	162,616
	資本金	90,000
	利益剰余金	72,616
	その他利益剰余金	72,616
	（うち当期純利益）	(70,231)
	合計	629,698

第 77 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

千葉県千葉市美浜区新港17番地

カイハツ化学株式会社

代表取締役　月岡　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	32,056
	固定資産	7,199
	合計	39,256
負純資債及産のび部	流動負債	400
	株主資本	38,855
	資本金	10,000
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	28,847
	その他利益剰余金	28,847
	（うち当期純損失）	(97)
	合計	39,256

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

千葉県船橋市本町１丁目４番８号

株式会社船橋都市サービス

代表取締役　岩渕　敏幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	241,310
	固定資産	1,312,113
	繰延資産	887
	合計	1,554,310
負純資債及産のび部	流動負債	75,716
	固定負債	355,282
	株主資本	1,123,312
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,023,312
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	998,312
	（うち当期純利益）	(12,454)
	合計	1,554,310

第 55 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

千葉県千葉市美浜区新港17番地

小島屋食品株式会社

代表取締役社長　中村　佳史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	68,564
	固定資産	764
	合計	69,328
負純資債及産のび部	流動負債	27,181
	固定負債	397
	株主資本	41,750
	資本金	23,400
	利益剰余金	18,350
	利益準備金	5,146
	その他利益剰余金	13,204
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	69,328

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンベーカリー株式会社
代表取締役　谷口　弘恵

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	598,661
	固定資産	377,930
	合計	976,591
負純資債産及のび部	流動負債	6,005,271
	固定負債	359,085
	株主資本	△5,387,765
	資本金	100,000
	資本剰余金	37,916
	利益剰余金	△5,525,681
	(利益準備金)	(3,480)
	(その他利益剰余金)	(△5,529,161)
	(うち当期純損失)	(719,957)
	合計	976,591

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
千葉県柏市大津ヶ丘二丁目８番５号
株式会社スパイラル
代表取締役社長　菊池　俊成

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	170,745
	固定資産	511
	合計	171,257
負純資債産及のび部	流動負債	16,667
	株主資本	154,589
	資本金	90,000
	利益剰余金	64,589
	その他利益剰余金	64,589
	(うち当期純損失)	(92)
	合計	171,257

第 36 期決算公告

令和７年５月28日
千葉県船橋市西浦１－１－１
大洋ケミカル株式会社
代表取締役社長　岡野　哲彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,455
	固定資産	94,132
	資産合計	253,587
負純資債産及のび部	流動負債	23,002
	賞与引当金	7,780
	固定負債	31,309
	退職給与引当金	31,309
	株主資本	199,276
	資本金	50,000
	利益剰余金	149,276
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	148,276
	(うち当期純利益)	(10,378)
	負債・純資産合計	253,587

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー18階
スターアジア投資顧問株式会社
代表取締役　加藤　篤志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	499,855
	固定資産	65,991
	合計	565,847
負純資債産及のび部	流動負債	63,064
	固定負債	1,067
	株主資本	501,715
	資本金	100,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	401,715
	その他利益剰余金	401,715
	(うち当期純利益)	(156,118)
	合計	565,847

第４期決算公告

令和７年５月16日
東京都墨田区立川三丁目18番14号
株式会社竹徳ホールディングス
代表取締役　鈴木　康彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,375
	固定資産	7,302
	資産合計	9,677
負純資債産及のび部	流動負債	2,324
	固定負債	5,360
	株主資本	1,993
	資本金	70
	資本剰余金	1,828
	その他資本剰余金	1,828
	利益剰余金	94
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	92
	(うち当期純利益)	(31)
	負債・純資産合計	9,677

第 74 期決算公告

令和７年５月16日
東京都墨田区立川三丁目18番14号
株式会社 竹 徳
代表取締役　鈴木　康彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	11,019
	固定資産	1,917
	繰延資産	13
	合計	12,949
負純資債産及のび部	流動負債	4,401
	固定負債	5,172
	株主資本	3,376
	資本金	36
	利益剰余金	3,340
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	3,331
	(うち当期純利益)	(395)
	合計	12,949

第 12 期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー20Ｆ
ワークデイ株式会社
代表取締役　カエ・トレイシー・アリマ

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	635,667
	固定資産	395,244
	資産合計	1,030,911
負純資債産及のび部	流動負債	391,246
	固定負債	30,036
	退職給付引当金	30,036
	株主資本	609,629
	資本金	13,500
	利益剰余金	596,129
	その他利益剰余金	596,129
	(うち当期純利益)	(138,487)
	負債・純資産合計	1,030,911

第 15 期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー20Ｆ
アダプティブ・インサイツ株式会社
代表取締役　カエ・トレイシー・アリマ

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	168,023
	固定資産	5,461
	資産合計	173,484
負純資債産及のび部	流動負債	141,151
	株主資本	32,333
	資本金	1,000
	利益剰余金	31,333
	その他利益剰余金	31,333
	(うち当期純損失)	(110)
	負債・純資産合計	173,484

第 10 期決算公告

2025年５月29日
東京都港区芝公園四丁目２番８号
株式会社タワージャパン
代表取締役　樋口　政亀

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,035
	固定資産	2,945
	資産合計	175,981
負純資債産及のび部	流動負債	41,968
	(賞与引当金)	(7,653)
	固定負債	35,808
	(退職給付引当金)	(35,668)
	株主資本	98,204
	資本金	30,000
	利益剰余金	68,204
	利益準備金	6,600
	その他利益剰余金	61,604
	(うち当期純損失)	(15,392)
	負債・純資産合計	175,981

第 33 期決算公告

令和７年５月29日
東京都千代田区神田佐久間河岸78号地６
第二寿ビル２Ｆ
株式会社コスモアビリティ
代表取締役　塩澤　光憲

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	62,457
	固定資産	13,856
	資産合計	76,314
負純資債産及のび部	流動負債	20,141
	賞与引当金	4,869
	固定負債	540
	株主資本	55,632
	資本金	20,000
	利益剰余金	35,632
	その他利益剰余金	35,632
	(うち当期純損失)	(4,477)
	負債・純資産合計	76,314

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月29日
東京都港区北青山一丁目２番３号
青山ビルヂング７階
株式会社ナイアンティック
代表取締役　村井　説人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	627,244,925
	固定資産	1,062,201,929
	資産合計	1,689,446,854
負純資債産及のび部	流動負債	667,419,373
	有給休暇引当金	78,554,858
	固定負債	502,317,515
	株主資本	519,709,966
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	516,709,966
	その他利益剰余金	516,709,966
	(うち当期純利益)	(104,433,543)
	負債・純資産合計	1,689,446,854

第 10 期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区赤坂二丁目12番７号
アパ投資顧問株式会社
代表取締役　桐原　　健

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,589
	固定資産	27,798
	合計	378,387
負純資債産及のび部	流動負債	55,771
	株主資本	322,615
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	222,615
	その他利益剰余金	222,615
	(うち当期純利益)	(58,212)
	合計	378,387

第２期決算公告　令和７年５月29日
東京都渋谷区代々木５丁目34番６号104
株式会社ムラクラ・アセットマネジメント
代表取締役　藤　健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,604
	繰延資産	165
	資産合計	**2,769**
負純資債及産のび部	流動負債	529
	負債合計	**529**
	株主資本	2,239
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,760
	その他利益剰余金	△2,760
	（うち当期純損失）	（736）
	純資産合計	**2,239**
	負債・純資産合計	**2,769**

第34期決算公告　令和７年４月18日
東京都台東区根岸三丁目１番19号
ＹＳビル５階
株式会社テイクオフ
代表取締役　児玉　剛
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,589
	固定資産	25,997
	資産合計	**179,586**
負純資債及産のび部	流動負債	42,216
	内賞与引当金	904
	固定負債	0
	株主資本	137,370
	資本金	12,000
	利益剰余金	125,370
	その他利益剰余金	125,370
	（うち当期純利益）	（16,418）
	負債・純資産合計	**179,586**

第10期決算公告　令和７年５月29日
東京都港区芝浦三丁目14番６号
株式会社ピー・エス・インターナショナル
代表取締役　濱口　直太
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	259,856,104
	固定資産	252,849,402
	資産合計	**512,705,506**
負純資債及産のび部	流動負債	439,172,715
	固定負債	227,490,398
	株主資本	△153,957,607
	資本金	70,000,000
	資本剰余金	335,005,000
	資本準備金	60,000,000
	その他資本剰余金	275,005,000
	利益剰余金	△558,962,607
	その他利益剰余金	△558,962,607
	（うち当期純損失）	（248,712,963）
	負債・純資産合計	**512,705,506**

第４期決算公告
令和７年５月29日
東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社ｔｒａｅｖｏ
代表取締役社長　鈴木　久夫
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,339
	固定資産	14,000
	資産合計	**126,340**
負純資債及産のび部	流動負債	16,628
	株主資本	109,712
	資本金	256,000
	資本剰余金	56,000
	資本準備金	56,000
	利益剰余金	△202,287
	その他利益剰余金	△202,287
	（うち当期純損失）	（47,634）
	負債・純資産合計	**126,340**

第38期決算公告　2025年５月28日
東京都台東区根岸２丁目19番18号
マルゼン工業株式会社
代表取締役社長　渡辺　恵一
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,053,997
	固定資産	5,850,953
	合計	**10,904,950**
負純資債及産のび部	流動負債	3,478,239
	固定負債	4,565,258
	株主資本	2,861,452
	資本金	10,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	2,801,452
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	2,786,452
	（うち当期純利益）	（231,988）
	合計	**10,904,950**

第22期決算公告
2025年５月28日
東京都台東区根岸二丁目19番18号
株式会社フジサワ・マルゼン
代表取締役社長　渡辺　恵一
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,167,772
	固定資産	136,178
	合計	**2,303,951**
負純資債及産のび部	流動負債	687,925
	固定負債	421,496
	株主資本	1,194,529
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,184,529
	その他利益剰余金	1,184,529
	（うち当期純利益）	（224,345）
	合計	**2,303,951**

第35期決算公告
令和７年５月28日
東京都新宿区揚場町２－１
大興ビジネス株式会社
代表取締役　菅原　敬治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	380,652
	固定資産	26,565
	合計	**407,217**
負純資債及産のび部	流動負債	200,010
	固定負債	1,768
	株主資本	205,439
	資本金	20,000
	利益剰余金	185,439
	利益準備金	7,115
	その他利益剰余金	178,324
	（うち当期純利益）	（34,052）
	合計	**407,217**

第49期決算公告　2025年５月29日
東京都新宿区揚場町２番１号
大興テクノサービス株式会社
代表取締役　落合　由則
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	474,524
	固定資産	83,610
	合計	**558,134**
負純資債及産のび部	流動負債	185,414
	（賞与引当金）	（32,300）
	固定負債	156,914
	（退職給付引当金）	（148,644）
	株主資本	215,806
	資本金	20,000
	利益剰余金	195,806
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	190,806
	（うち当期純利益）	（36,782）
	合計	**558,134**

第42期決算公告　2025年５月28日
東京都文京区湯島３丁目37番４号
株式会社エム・アイ・シー
代表取締役　石黒　雅之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,920
	固定資産	13,412
	資産合計	**124,332**
負純資債及産のび部	流動負債	28,172
	固定負債	4,756
	負債合計	**32,928**
	株主資本	91,403
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,403
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	78,903
	（うち当期純利益）	（13,177）
	純資産合計	**91,403**
	負債・純資産合計	**124,332**

第14期決算公告　令和７年５月29日
東京都品川区西五反田六丁目２番７号
株式会社INSTINCT BROTHERS
代表取締役　永野　友喜
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	260,038
	固定資産	117,845
	資産合計	**377,884**
負純資債及産のび部	流動負債	195,426
	株主資本	182,457
	資本金	5,000
	利益剰余金	177,457
	その他利益剰余金	177,457
	（うち当期純損失）	（270,940）
	負債・純資産合計	**377,884**

第56期決算公告　2025年５月29日
東京都中央区日本橋二丁目１番10号
株式会社日本環境ソリューション
代表取締役　高田　康行
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	325,416
	固定資産	39,326
	合計	**364,743**
負純資債及産のび部	流動負債	33,512
	（賞与引当金）	（1,008）
	固定負債	540
	株主資本	330,690
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,022
	資本準備金	3,022
	利益剰余金	317,668
	（利益準備金）	（2,750）
	（うち当期純利益）	（53,396）
	合計	**364,743**

第３期決算公告　令和７年５月29日
東京都文京区小石川一丁目１番１号
リテイルメディア株式会社
代表取締役　川口　陽平
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	264,861
	固定資産	437,687
	資産合計	**702,549**
負純資債及産のび部	流動負債	148,489
	固定負債	273,272
	株主資本	280,786
	資本金	100,000
	資本剰余金	120,533
	その他資本剰余金	120,533
	利益剰余金	60,253
	その他利益剰余金	60,253
	（うち当期純利益）	（60,253）
	負債・純資産合計	**702,549**

第６期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社Ｂａｃｋ－ＵＰ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,022
	固定資産	1,367
	資産合計	74,390
負債及び純資産の部	流動負債	20,481
	株主資本	53,909
	資本金	1,000
	利益剰余金	52,909
	その他利益剰余金	52,909
	（うち当期純利益）	(△2,839)
	負債・純資産合計	74,390

第４期決算公告

令和７年５月29日

東京都品川区西五反田六丁目２番７号

株式会社INSTINCT RAS

代表取締役　永野　文博

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,252
	固定資産	1,877
	資産合計	44,130
負債及び純資産の部	流動負債	40,636
	固定負債	2,000
	株主資本	1,493
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,506
	その他利益剰余金	△1,506
	（うち当期純損失）	(6,705)
	負債・純資産合計	44,130

第27期決算公告

令和７年５月29日

東京都品川区西五反田六丁目２番７号

株式会社HIROKI GLOBAL

代表取締役　趙　　倩

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	131,644
	固定資産	2,603
	資産合計	134,248
負債及び純資産の部	流動負債	37,224
	株主資本	97,024
	資本金	4,500
	利益剰余金	92,524
	その他利益剰余金	92,524
	（うち当期純利益）	(6,788)
	負債・純資産合計	134,248

第６期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社Ｋｉｄｓ－ＵＰ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	988,848
	固定資産	311,798
	資産合計	1,300,647
負債及び純資産の部	流動負債	783,472
	株主資本	517,175
	資本金	10,000
	利益剰余金	507,175
	その他利益剰余金	507,175
	（うち当期純利益）	(231,015)
	負債・純資産合計	1,300,647

第４期決算公告

令和７年５月29日

東京都千代田区六番町10―２

ＫａｕＵＰ株式会社

代表取締役社長　宮下　進一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	294,950
	固定資産	104,347
	資産合計	399,298
負債及び純資産の部	流動負債	109,259
	固定負債	350,000
	株主資本	△59,961
	資本金	1,000
	利益剰余金	△60,961
	その他利益剰余金	△60,961
	（うち当期純損失）	(2,254)
	負債・純資産合計	399,298

第17期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社Ｐ－ｕｐＣｈａｌｌｅｎｇｅ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,291
	資産合計	16,291
負債及び純資産の部	流動負債	16,380
	固定負債	46,642
	株主資本	△46,731
	資本金	9,900
	利益剰余金	△56,631
	その他利益剰余金	△56,631
	（うち当期純損失）	(1,200)
	負債・純資産合計	16,291

第14期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社デライトアップ

代表取締役社長　中込　眞次

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	958,935
	固定資産	196,682
	資産合計	1,155,618
負債及び純資産の部	流動負債	943,081
	固定負債	258,009
	株主資本	△45,472
	資本金	9,000
	利益剰余金	△54,472
	その他利益剰余金	△54,472
	（うち当期純利益）	(17,818)
	負債・純資産合計	1,155,618

第43期決算公告

令和７年５月29日

東京都北区王子三丁目20番２号

株式会社Ｍｏｔｏ－ＵＰ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	513,703
	固定資産	154,737
	資産合計	668,440
負債及び純資産の部	流動負債	249,915
	固定負債	366,999
	株主資本	51,524
	資本金	8,000
	利益剰余金	43,524
	その他利益剰余金	43,524
	（うち当期純利益）	(21,796)
	負債・純資産合計	668,440

第15期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社Ｍｏｇｕ－ＵＰ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,877
	固定資産	187,624
	資産合計	295,501
負債及び純資産の部	流動負債	112,449
	固定負債	595,200
	株主資本	△412,147
	資本金	1,000
	利益剰余金	△413,147
	その他利益剰余金	△413,147
	（うち当期純損失）	(63,945)
	負債・純資産合計	295,501

第５期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社Ｐ－ＵＰ　Ｗｏｒｌｄ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,228,577
	固定資産	9,304,139
	資産合計	10,532,716
負債及び純資産の部	流動負債	1,459,927
	固定負債	2,931,608
	株主資本	6,141,181
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,771,156
	その他資本剰余金	4,771,156
	利益剰余金	1,270,024
	その他利益剰余金	1,270,024
	（うち当期純利益）	(136,092)
	負債・純資産合計	10,532,716

第１期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社ピーアップ直営

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,785
	資産合計	25,785
負債及び純資産の部	流動負債	24,854
	株主資本	931
	資本金	1,000
	利益剰余金	△68
	その他利益剰余金	△68
	（うち当期純損失）	(68)
	負債・純資産合計	25,785

第27期決算公告

令和７年５月29日

東京都足立区千住一丁目４番１号

株式会社ピーアップ

代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,036,926
	固定資産	4,073,451
	資産合計	14,110,378
負債及び純資産の部	流動負債	6,423,088
	固定負債	772,148
	株主資本	6,915,140
	資本金	100,000
	資本剰余金	21,995
	その他資本剰余金	21,995
	利益剰余金	6,793,145
	利益準備金	64,022
	その他利益剰余金	6,729,122
	（うち当期純利益）	(88,777)
	負債・純資産合計	14,110,378

第21期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区東新橋一丁目９番１号
あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社
代表取締役ＣＥＯ　田中　喜博

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	434,021
	固定資産	11,325
	資産合計	445,347
負債及び純資産の部	流動負債	129,501
	株主資本	315,845
	資本金	85,750
	資本剰余金	75,750
	資本準備金	75,750
	利益剰余金	154,345
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	151,845
	（うち当期純利益）	(104,423)
	負債・純資産合計	445,347

第40期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
エヌディック株式会社
代表取締役　**樋口　雄三**

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,078,942
	固定資産	1,960
	繰延資産	6,955
	資産合計	1,087,857
負債及び純資産の部	流動負債	57,712
	（賞与引当金）	(13,538)
	（役員賞与引当金）	(100)
	株主資本	1,030,145
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,005,145
	利益準備金	4,460
	その他利益剰余金	1,000,685
	（うち当期純利益）	(87,301)
	負債・純資産合計	1,087,857

第３期決算公告

令和７年５月29日
東京都足立区千住一丁目４番１号
株式会社Ｐ－ＵＰ　ｎｅｏ
代表取締役社長　中込　正典

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	384,600
	固定資産	11,534
	資産合計	396,134
負債及び純資産の部	流動負債	116,511
	株主資本	279,623
	資本金	9,990
	資本剰余金	213,930
	その他資本剰余金	213,930
	利益剰余金	55,703
	その他利益剰余金	55,703
	（うち当期純利益）	(166,239)
	負債・純資産合計	396,134

第70期決算公告

令和７年５月29日
東京都中央区築地一丁目12番22号
三徳化学工業株式会社
代表取締役　下本　孝司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,916,894
	固定資産	4,148,341
	合計	9,065,235
負債及び純資産の部	流動負債	988,485
	固定負債	1,961,648
	株主資本	6,110,002
	資本金	100,000
	利益剰余金	6,010,002
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,985,002
	（うち当期純利益）	(697,384)
	評価・換算差額等	5,100
	合計	9,065,235

第27期決算公告

令和７年５月29日
東京都中央区日本橋人形町一丁目１番11号
日庄ビル５階
株式会社アイ・ティ・エンジニアリング
代表取締役　溝口　勇介

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	39,034,528
	固定資産	48,061,792
	合計	87,096,320
負債及び純資産の部	流動負債	24,801,761
	（うち賞与引当金）	(1,500,000)
	固定負債	31,250,000
	株主資本	31,044,559
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	11,044,559
	その他利益剰余金	11,044,559
	（うち当期純利益）	(525,644)
	合計	87,096,320

第40期決算公告

2025年５月29日
東京都千代田区神田三崎町３丁目７番13号
株式会社トキモ
代表取締役　崎山　三男

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,703
	固定資産	93,880
	合計	226,584
負債及び純資産の部	流動負債	26,708
	株主資本	199,875
	資本金	80,000
	利益剰余金	119,875
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	99,875
	（うち当期純利益）	(7,394)
	合計	226,584

第５期決算公告

令和７年５月29日

静岡県掛川市大渕9900－１

株式会社Artisans Production

代表取締役　永野　友喜

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,375
	固定資産	25,068
	資産合計	68,443
負債及び純資産の部	流動負債	15,555
	株主資本	52,888
	資本金	9,000
	利益剰余金	43,888
	その他利益剰余金	43,888
	（うち当期純利益）	(12,918)
	負債・純資産合計	68,443

第４期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区港南二丁目16番５号
GNS Japan株式会社
代表取締役　トビアス・フィシャワゼルス

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,266
	固定資産	1,833
	合計	7,099
負債及び純資産の部	流動負債	2,108
	株主資本	4,990
	資本金	50
	利益剰余金	4,940
	その他利益剰余金	4,940
	（うち当期純利益）	(2,796)
	合計	7,099

第２期決算公告

令和７年５月29日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
虎ノ門ヒルズ森タワー18階
ＩＭＰＡＸアセットマネジメント株式会社
代表取締役　岩佐　泰光

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,532
	固定資産	77,116
	合計	196,648
負債及び純資産の部	流動負債	47,847
	（賞与引当金）	(32,114)
	固定負債	33,357
	株主資本	111,803
	資本金	100,000
	利益剰余金	11,803
	その他利益剰余金	11,803
	（うち当期純利益）	(10,687)
	新株予約権	3,641
	合計	196,648

第53期決算公告

令和７年５月29日
京都府相楽郡精華町光台二丁目３番地１
サイレックス・テクノロジー株式会社
代表取締役社長　三浦　暢彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,861,881
	固定資産	923,384
	合計	4,785,266
負債及び純資産の部	流動負債	1,678,547
	固定負債	394,905
	株主資本	2,711,813
	資本金	350,000
	資本剰余金	3,365,494
	その他資本剰余金	3,365,494
	利益剰余金	△ 1,003,680
	利益準備金	11,590
	その他利益剰余金	△ 1,015,270
	（うち当期純利益）	(562,737)
	合計	4,785,266

第35期決算公告

令和７年５月29日
滋賀県草津市野路東二丁目２番５号
ダイキンパイピング株式会社
代表取締役　松村　泰孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	838,052
	固定資産	147,335
	合計	985,388
負債及び純資産の部	流動負債	502,427
	固定負債	117,660
	株主資本	365,300
	資本金	80,000
	利益剰余金	285,300
	利益準備金	9,099
	その他利益剰余金	276,201
	（うち当期純利益）	(47,763)
	合計	985,388

第52期決算公告

令和７年５月26日
愛知県みよし市舟生町川岸当33番地の３
カンペ自動車塗料サービス株式会社
代表取締役　岩橋　賢志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	231,916
	固定資産	79,060
	合計	310,976
負債及び純資産の部	流動負債	75,814
	固定負債	6,582
	株主資本	228,580
	資本金	40,000
	利益剰余金	188,580
	利益準備金	11,010
	その他利益剰余金	177,570
	（うち当期純利益）	(14,599)
	合計	310,976

第４期決算公告

令和７年５月29日
大阪市中央区南船場四丁目12番８号
関西心斎橋ビル８階
ＴＹＰＩＣＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　後藤　将

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,884,160
	固定資産	74,646
	合計	2,958,806
負債及び純資産の部	流動負債	16,734
	株主資本	2,942,072
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,029,603
	資本準備金	3,029,603
	利益剰余金	△187,530
	その他利益剰余金	△187,530
	（うち当期純損失）	(22,837)
	合計	2,958,806

第１期決算公告

令和７年４月23日
大阪府吹田市千里山東三丁目10番１号
株式会社Ｄｉｎｃｕｌａ
代表取締役社長　松浦　裕

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,052
	固定資産	334
	資産合計	7,387
負債及び純資産の部	流動負債	404
	負債合計	404
	株主資本	6,982
	資本金	7,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△3,017
	その他利益剰余金	△3,017
	（うち当期純損失）	(3,017)
	純資産合計	6,982
	負債・純資産合計	7,387

第67期決算公告

令和７年４月23日
大阪市中央区備後町２丁目５番８号
ブリヂストンケービージー株式会社
代表取締役　瀬尾　雅映

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,876
	固定資産	483
	合計	4,360
負債及び純資産の部	流動負債	3,186
	固定負債	197
	株主資本	976
	資本金	50
	利益剰余金	997
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	984
	（うち当期純利益）	(138)
	自己株式	△70
	合計	4,360

第34期決算公告

令和７年５月29日
広島市中区胡町６番26号
福屋エージェンシー株式会社
代表取締役　木下　一雄

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,522,985
	固定資産	574,875
	合計	4,097,860
負債及び純資産の部	流動負債	3,932,675
	納税引当金	8,674
	固定負債	—
	株主資本	165,185
	資本金	50,000
	利益剰余金	115,185
	その他利益剰余金	115,185
	（うち当期純利益）	(31,755)
	合計	4,097,860

第62期決算公告

令和７年５月12日
神戸市東灘区住吉南町四丁目５番５号
白鶴不動産株式会社
代表取締役　田中　昌文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,031
	固定資産	155,131
	資産合計	214,162
負債及び純資産の部	流動負債	2,761
	固定負債	7,114
	株主資本	204,287
	資本金	10,000
	利益剰余金	194,287
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	191,787
	（うち当期純利益）	(5,861)
	負債・純資産合計	214,162

第66期決算公告

令和７年５月29日
大阪市中央区本町一丁目７番６号
メルボ紳士服工業株式会社
代表取締役　岡野　眞二

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	967,114
	固定資産	472,408
	合計	1,439,523
負債及び純資産の部	流動負債	975,434
	固定負債	154,529
	株主資本	309,558
	資本金	90,000
	利益剰余金	219,558
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	197,058
	（うち当期純損失）	(44,164)
	合計	1,439,523

第39期決算公告

2025年５月29日
北海道函館市豊川町22番13号
北ガスフレアスト函館南株式会社
代表取締役　西川　慶

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	462,552
	固定資産	48,710
	資産合計	511,262
負債及び純資産の部	流動負債	158,429
	（賞与引当金）	(9,958)
	固定負債	1,416
	退職給付引当金	1,416
	株主資本	351,417
	資本金	25,000
	利益剰余金	326,417
	その他利益剰余金	326,417
	（うち当期純利益）	(41,440)
	負債・純資産合計	511,262

第47期決算公告

2025年５月28日
福岡市中央区薬院二丁目５番７号
九州ノーミ株式会社
代表取締役　土斐崎八郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,649,774
	固定資産	59,015
	資産合計	1,708,790
負債及び純資産の部	流動負債	484,809
	固定負債	58,141
	株主資本	1,165,839
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,125,839
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,118,339
	（うち当期純利益）	(219,465)
	負債・純資産合計	1,708,790

第29期決算公告

令和７年５月29日
広島市西区商工センター二丁目３番１号
イズミ・フード・サービス株式会社
代表取締役　廣瀬　伸作

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,616,241
	固定資産	1,129,274
	合計	3,745,516
負債及び純資産の部	流動負債	654,891
	固定負債	250,014
	株主資本	2,840,610
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,740,610
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	2,740,610
	（うち当期純利益）	(377,007)
	合計	3,745,516

第８期決算公告

令和７年５月29日
東京都新宿区西新宿六丁目18番１号
株式会社助太刀
代表取締役　我妻　陽一

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,460,416
	固定資産	117,485
	合計	1,577,901
負債及び純資産の部	流動負債	1,060,649
	固定負債	716,470
	株主資本	△199,217
	資本金	80,000
	利益剰余金	△279,217
	その他利益剰余金	△279,217
	（うち当期純損失）	(271,577)
	合計	1,577,901

第２期決算公告

令和７年５月29日
埼玉県所沢市東住吉７番８号
株式会社ベジパル
代表取締役　宮腰建一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,590
	固定資産	9,926
	合計	59,517
負債及び純資産の部	流動負債	6,901
	株主資本	52,615
	資本金	45,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△7,384
	その他利益剰余金	△7,384
	（うち当期純損失）	(6,495)
	合計	59,517

第56期決算公告

令和７年５月26日
岩手県盛岡市志家町６番１号
アイビーシー放送会館
株式会社アイ・ビー・シー開発センター
代表取締役社長　武田　敏哉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	106,383
	固定資産	299
	合計	106,682
負債及び純資産の部	流動負債	67,236
	固定負債	56,309
	株主資本	△16,863
	資本金	10,000
	利益剰余金	△26,863
	その他利益剰余金	△26,863
	（うち当期純利益）	(3,152)
	合計	106,682

第34期決算公告　令和７年５月28日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目６番８号
株式会社アルファエンタープライズ
取締役　渡辺　勝俊
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,934
	固定資産	—
	合計	22,934
負純資債及産びの部	流動負債	13,007
	株主資本	9,926
	資本金	0
	資本剰余金	12,499
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	9,999
	利益剰余金	△ 2,573
	その他利益剰余金	△ 2,573
	（うち当期純利益）	(17,164)
	合計	22,934

第39期決算公告　令和７年５月８日
東京都港区芝浦４丁目16番23号
株式会社コアード
代表取締役　東谷　正雄
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	980,023
	固定資産	41,391
	合計	1,021,414
負純資債及産びの部	流動負債	213,414
	賞与引当金	34,300
	固定負債	733
	役員退職慰労引当金	666
	株主資本	807,267
	資本金	20,000
	利益剰余金	787,267
	利益準備金	3,150
	その他利益剰余金	784,117
	（うち当期純利益）	(83,946)
	合計	1,021,414

第２期決算公告
令和７年５月29日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社ジザイエ
代表取締役　中川　純希
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,757
	固定資産	17,892
	合計	130,650
負純資債及産びの部	流動負債	73,235
	株主資本	57,415
	資本金	215,174
	資本剰余金	215,174
	資本準備金	215,174
	利益剰余金	△372,934
	その他利益剰余金	△372,934
	（うち当期純損失）	(272,449)
	合計	130,650

第73期決算公告　令和７年５月29日
長野市アークス13―５
株式会社信防エディックス
代表取締役　親里　圭
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	623,159,477
	固定資産	143,421,710
	合計	766,581,187
負純資債及産びの部	流動負債	151,366,664
	（うち賞与引当金）	(4,661,000)
	固定負債	9,015,177
	（うち退職給付引当金）	(8,015,177)
	株主資本	606,199,346
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	596,199,346
	その他利益剰余金	596,199,346
	（うち当期純利益）	(29,891,501)
	合計	766,581,187

第38期決算公告　令和７年５月29日
富山県富山市桜木町１番11号
スター総合建設株式会社
代表取締役社長　篠原　靖幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,863,744
	固定資産	321,783
	合計	3,185,527
負純資債及産びの部	流動負債	863,204
	株主資本	2,322,323
	資本金	30,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	2,142,323
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,134,823
	（うち当期純利益）	(258,258)
	合計	3,185,527

第12期決算公告
令和７年５月29日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
株式会社ローソンストア100
代表取締役　小栗　知義
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,480
	固定資産	370
	合計	3,850
負純資債及産びの部	流動負債	3,310
	固定負債	664
	株主資本	△124
	資本金	99
	利益剰余金	△223
	その他利益剰余金	△223
	（うち当期純損失）	(229)
	合計	3,850

第20期決算公告
令和７年５月29日　東京都渋谷区桜丘町26番１号
GMO VenturePartners株式会社
代表取締役　杉山　一康
貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,576,918	流動負債	558,644
固定資産	618,268	固定負債	13,824
		株主資本	1,580,074
		資本金	220,000
		資本剰余金	195,000
		資本準備金	195,000
		利益剰余金	1,165,074
		利益準備金	761
		その他利益剰余金	1,164,313
		（うち当期純利益）	(414,307)
		評価・換算差額等	42,642
		有価証券評価差額金	42,642
資産合計	2,195,186	負債・純資産合計	2,195,186

第65期決算公告
2025年５月29日
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目15番13号
日信電設株式会社
代表取締役社長　武藤　徹
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,914	流動負債	2,495
固定資産	1,152	固定負債	477
		株主資本	3,002
		資本金	45
		利益剰余金	2,957
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	2,945
		評価・換算差額等	91
		その他有価証券評価差額金	91
資産合計	6,067	負債・純資産合計	6,067

(注)　当期純利益は290百万円です。

第75期決算公告
令和７年５月29日　東京都文京区後楽１丁目４番14号
藤田商事株式会社
代表取締役社長　前渕　広之
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,358	流動負債	5,677
固定資産	603	固定負債	207
		株主資本	3,070
		資本金	99
		資本剰余金	478
		資本準備金	24
		その他資本剰余金	453
		利益剰余金	2,492
		その他利益剰余金	2,492
		（うち当期純利益）	(284)
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	8,962	負債・純資産合計	8,962

第20期決算公告
令和７年５月29日　東京都新宿区揚場町１―21
株式会社Ｇ―ｇｅｎ
代表取締役　羽柴　孝
貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,336,252	流動負債	2,017,580
固定資産	62,121	賞与引当金	34,429
		受注損失引当金	53,837
		その他	1,929,314
		固定負債	533,400
		株主資本	△152,606
		資本金	50,000
		資本剰余金	645,020
		資本準備金	415,020
		その他資本剰余金	230,000
		利益剰余金	△847,626
		その他利益剰余金	△847,626
		（うち当期純利益）	(48,403)
資産合計	2,398,373	負債・純資産合計	2,398,373

第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
株式会社日立ハイシステム21
代表取締役社長　佐竹　英夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,494	流動負債	4,405
固定資産	1,833	固定負債	2,409
		負債合計	**6,815**
		株主資本	4,512
		資本金	300
		資本剰余金	190
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	90
		利益剰余金	4,022
		利益準備金	97
		その他利益剰余金	3,925
		（うち当期純利益）	（2,356）
		純資産合計	**4,512**
資産合計	**11,328**	**負債・純資産合計**	**11,328**

第 28 期 決 算 公 告

2025年５月29日　東京都渋谷区渋谷三丁目29番８号
株式会社コープトレード・ジャパン
代表取締役　山田　英孝

貸借対照表の要旨　（2025年３月20日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	307,511	流動負債	79,023
固定資産	16,411	賞与引当金	12,390
		その他	66,630
		固定負債	33,154
		退職給付引当金	33,154
		株主資本	212,507
		資本金	20,000
		利益剰余金	192,507
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	187,507
		（うち当期純利益）	（28,644）
		評価・換算差額等	△763
		繰延ヘッジ損益	△763
資産合計	**323,922**	**負債・純資産合計**	**323,922**

第 69 期 決 算 公 告

2025年５月22日　石川県野々市市本町６丁目20番１号
株式会社ヤクルト北陸
代表取締役　松井裕一郎

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,220,167	流動負債	975,901
固定資産	1,214,251	固定負債	135,769
繰延資産	165	株主資本	2,322,735
		資本金	50,000
		資本剰余金	211,729
		資本準備金	161,729
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	2,061,005
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,056,005
		（うち当期純利益）	（90,969）
		評価・換算差額等	178
		有価証券評価差額金	178
資産合計	**3,434,583**	**負債・純資産合計**	**3,434,583**

第 13 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
神奈川県厚木市田村町８番９号
ファインテストエンジニアリング株式会社
代表取締役　鷹野　哲也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	296,335	流動負債	139,164
固定資産	7,621	賞与引当金	7,413
無形固定資産	953	固定負債	3,821
投資その他の資産	6,667	退職給与引当金	3,821
		株主資本	160,970
		資本金	8,000
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	8,000
		利益剰余金	144,970
		その他利益剰余金	144,970
		（うち当期純利益）	（65,224）
資産合計	**303,956**	**負債・純資産合計**	**303,956**

第 11 期 決 算 公 告

2025年５月29日　東京都港区赤坂五丁目３番１号
株式会社ビタブリッドジャパン
代表取締役　大塚　博史

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,732,307	流動負債	2,735,983
固定資産	339,781	ポイント引当金	5,786
		固定負債	310,453
		株主資本	1,968,851
		資本金	105,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	3,647,711
		その他利益剰余金	3,647,711
		（うち当期純利益）	（459,729）
		自己株式	△1,818,860
		新株予約権	56,801
資産合計	**5,072,089**	**負債・純資産合計**	**5,072,089**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
愛知県豊田市御作町坂下918番地11
エフティテクノ株式会社
取締役社長　鷹野　哲也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,851,708	流動負債	1,611,940
固定資産	1,400,305	賞与引当金	622,721
有形固定資産	701,963	固定負債	708,387
無形固定資産	21,238	退職給付引当金等	708,387
投資その他の資産	677,104	株主資本	1,931,685
		資本金	23,500
		資本剰余金	3,500
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	1,904,685
		利益準備金	5,875
		その他利益剰余金	1,898,810
		（うち当期純利益）	（398,243）
資産合計	**4,252,013**	**負債・純資産合計**	**4,252,013**

第 1 期 決 算 公 告

2025年５月29日
大阪市淀川区西中島六丁目７番８号
保育第三者評価株式会社
代表取締役社長　灘　　広樹

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,000
	資産合計	**10,000**
負債及び純資産の部	流動負債	155
	株主資本	9,844
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△ 155
	その他利益剰余金	△ 155
	（うち当期純損失）	（155）
	負債・純資産合計	**10,000**

第 54 期 決 算 公 告

2025年５月29日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
信越石英株式会社

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,447	流動負債	6,878
固定資産	21,422	固定負債	2,286
有形固定資産	17,031	**負債合計**	**9,165**
無形固定資産	50	株主資本	40,705
投資その他の資産	4,341	資本金	1,000
		利益剰余金	39,705
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	39,455
		純資産合計	**40,705**
資産合計	**49,870**	**負債・純資産合計**	**49,870**

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,417
売上原価	22,424
売上総利益	10,993
販売費及び一般管理費	2,992
営業利益	8,000
営業外収益	2,468
営業外費用	23
経常利益	10,445
特別利益	15
税引前当期純利益	10,460
法人税、住民税及び事業税	2,954
法人税等調整額	△274
当期純利益	7,780

第 10 期 決 算 公 告

2025年５月29日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

三菱ＨＣキャピタルエナジー株式会社

貸借対照表の要旨（2025年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,159	流動負債	16,558
固定資産	111,934	賞与引当金	70
		役員賞与引当金	6
		固定負債	92,520
		負債合計	**109,078**
		株主資本	5,015
		資本金	150
		資本剰余金	403
		資本準備金	150
		その他資本剰余金	253
		利益剰余金	4,462
		その他利益剰余金	4,462
		純資産合計	**5,015**
資産合計	**114,094**	**負債・純資産合計**	**114,094**

損益計算書の要旨
（自　2024年２月１日　至　2025年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,371
売上原価	9,140
売上総利益	2,231
販売費及び一般管理費	1,432
営業利益	798
営業外収益	86
営業外費用	1,363
経常損失	479
税引前当期純損失	479
法人税、住民税及び事業税	605
法人税等調整額	△789
当期純損失	294

第８期決算公告

令和７年５月29日

大阪市中央区難波四丁目１番15号
近鉄難波ビルリジャース内

株式会社和のみや

代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	36,768
	固定資産	34,723
	合計	**71,491**
負債及び純資産の部	流動負債	28,948
	固定負債	39,761
	株主資本	2,782
	資本金	830
	利益剰余金	1,952
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,944
	（うち当期純利益）	（1,965）
	合計	**71,491**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年５月29日　東京都港区赤坂九丁目１番７号

晋特定目的会社

取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	5,251,308	流動負債	204,150
固定資産	5,251,308	固定負債	4,200,000
その他の資産	562,471	**負債合計**	**4,404,150**
流動資産	482,543	社員資本	1,409,629
固定資産	78,863	特定資本金	100
繰延資産	1,064	Ａ号優先資本金	1,700,000
		Ｂ号優先資本金	449,500
		Ｃ号優先資本金	220,000
		Ｄ号優先資本金	280,000
		剰余金	△1,239,970
		当期未処理損失	1,239,970
		純資産合計	**1,409,629**
資産合計	**5,813,780**	**負債・純資産合計**	**5,813,780**

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	225,009
営業費用	191,937
営業利益	33,072
営業外収益	5,743
営業外費用	84,242
経常損失	45,425
特別損失	200,000
税引前当期純損失	245,425
法人税、住民税及び事業税	988
当期純損失	246,414

第 11 期決算公告

令和７年５月29日

神戸市中央区北長狭通一丁目６番１号

株式会社八坐和

代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	70,015
	固定資産	72,761
	合計	**142,776**
負債及び純資産の部	流動負債	56,053
	固定負債	45,609
	株主資本	41,114
	資本金	830
	利益剰余金	40,284
	利益準備金	124
	その他利益剰余金	40,160
	（うち当期純利益）	（29,180）
	合計	**142,776**

第 4 期 決 算 公 告

令和４年３月31日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

SK Japan株式会社

（旧商号　SK telecom Japan株式会社）

代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和３年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	404,541	流動負債	33,345
固定資産	307,640	固定負債	58,179
		（内退職給付引当金）	（3,538）
		負債合計	**91,524**
		株主資本	620,657
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△ 379,343
		その他利益剰余金	△ 379,343
		純資産合計	**620,657**
資産合計	**712,181**	**負債・純資産合計**	**712,181**

損益計算書の要旨
（自　令和３年１月１日　至　令和３年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	399,514
売上原価	354,256
売上総利益	45,258
販売費及び一般管理費	49,174
営業損失	3,916
営業外収益	4,936
営業外費用	89,201
経常損失	88,181
税引前当期純損失	88,181
法人税、住民税及び事業税	8,114
当期純損失	96,295

第 5 期 決 算 公 告

令和５年３月31日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

SK Japan株式会社

（旧商号　SK telecom Japan株式会社）

代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和４年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	386,124	流動負債	60,664
固定資産	280,508	固定負債	58,014
		（内退職給付引当金）	（6,350）
		負債合計	**118,678**
		株主資本	547,954
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△ 452,046
		その他利益剰余金	△ 452,046
		純資産合計	**547,954**
資産合計	**666,632**	**負債・純資産合計**	**666,632**

損益計算書の要旨
（自　令和４年１月１日　至　令和４年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	432,219
売上原価	374,558
売上総利益	57,661
販売費及び一般管理費	14,140
営業利益	43,521
営業外収益	3,529
営業外費用	85,398
経常損失	38,348
税引前当期純損失	38,348
法人税、住民税及び事業税	34,355
当期純損失	72,703

第 72 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

茨城県筑西市倉持422番地

光陽精機株式会社

代表取締役社長　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,742,165
	固定資産	1,595,760
	資産合計	**5,337,925**
負債及び純資産の部	流動負債	440,809
	賞与引当金	73,881
	製品補償引当金	1,816
	その他	365,112
	固定負債	121,498
	役員退職慰労引当金	31,774
	その他	89,725
	負債合計	**562,308**
	株主資本	4,736,656
	資本金	40,000
	資本剰余金	45,727
	資本準備金	45,727
	利益剰余金	4,650,930
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	4,640,930
	（うち当期純利益）	（165,428）
	評価・換算差額等	38,960
	その他有価証券評価差額金	38,960
	純資産合計	**4,775,617**
	負債・純資産合計	**5,337,925**

第52期決算公告

令和７年５月29日

千葉市美浜区新港28番地１

株式会社ネオテック

代表取締役社長　坂口　堅司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,034,594
	固定資産	221,327
	有形固定資産	175,028
	無形固定資産	263
	投資その他の資産	46,035
	資産合計	**1,255,921**
負債及び純資産の部	流動負債	174,389
	賞与引当金	6,749
	その他	167,640
	固定負債	69,187
	退職給付引当金	19,688
	役員退職慰労引当金	48,263
	その他	1,235
	負債合計	**243,576**
	株主資本	1,012,345
	資本金	50,000
	利益剰余金	962,345
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	949,845
	（うち当期純利益）	(37,144)
	純資産合計	**1,012,345**
	負債・純資産合計	**1,255,921**

第６期決算公告

令和６年３月31日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

SK Japan株式会社

（旧商号　SK telecom Japan株式会社）

代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	485,499	流動負債	102,693
固定資産	288,606	固定負債	60,388
		（内退職給付引当金）	(8,661)
		負債合計	**163,081**
		株主資本	611,024
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△ 388,976
		その他利益剰余金	△ 388,976
		純資産合計	**611,024**
資産合計	**774,105**	**負債・純資産合計**	**774,105**

損益計算書の要旨

（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	668,267
売上原価	529,126
売上総利益	139,141
販売費及び一般管理費	14,126
営業利益	125,015
営業外収益	336
営業外費用	14,437
経常利益	110,914
税引前当期純利益	110,914
法人税、住民税及び事業税	52,824
法人税等調整額	△ 4,980
当期純利益	63,070

第７期決算公告

令和７年３月31日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号

SK Japan株式会社

（旧商号　SK telecom Japan株式会社）

代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	889,327	流動負債	100,049
固定資産	937,863	固定負債	243,857
		（内退職給付引当金）	(11,588)
		負債合計	**343,906**
		株主資本	1,483,284
		資本金	954,310
		資本剰余金	954,310
		資本準備金	954,310
		利益剰余金	△ 425,336
		その他利益剰余金	△ 425,336
		純資産合計	**1,483,284**
資産合計	**1,827,190**	**負債・純資産合計**	**1,827,190**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	726,826
売上原価	687,620
売上総利益	39,206
販売費及び一般管理費	16,709
営業利益	22,497
営業外収益	37
営業外費用	950
経常利益	21,584
特別損失	250
税引前当期純利益	21,334
法人税、住民税及び事業税	3,004
法人税等調整額	54,690
当期純損失	36,360

第51期決算公告

令和７年５月29日

東京都葛飾区細田５丁目20番４号

センヨー商事株式会社

代表取締役社長　佐藤　進

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	757,721
	固定資産	189,348
	資産合計	**947,069**
負債及び純資産の部	流動負債	466,252
	賞与引当金	9,660
	役員賞与引当金	—
	その他	456,592
	固定負債	31,837
	退職給付引当金	10,879
	役員退職慰労引当金	8,321
	その他	12,637
	負債合計	**498,089**
	株主資本	429,588
	資本金	10,000
	資本剰余金	24,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	395,588
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	393,088
	（うち当期純利益）	(15,871)
	評価・換算差額等	19,391
	その他有価証券評価差額金	19,391
	純資産合計	**448,979**
	負債・純資産合計	**947,069**

第38期決算公告

令和７年５月29日

青森県八戸市大字寺横町13番地

株式会社新教育センター

代表取締役　細越　悦子

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,471
	固定資産	800,801
	合計	**812,273**
負債及び純資産の部	流動負債	488,154
	固定負債	913,657
	株主資本	△589,538
	資本金	40,000
	利益剰余金	△629,538
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△630,788
	（うち当期純損失）	(94,968)
	合計	**812,273**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社教育センター（乙、住所青森県八戸市大字寺横町一三番地）の全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

青森県八戸市大字寺横町一三番地

新教育センター株式会社

代表取締役　安田　伸子

第43期決算公告

令和７年５月29日

茨城県ひたちなか市大字市毛833番地の１

株式会社市毛フレンド保育園

代表取締役　大関　和子

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,873
	固定資産	250,644
	資産合計	**260,517**
負債及び純資産の部	流動負債	45,902
	固定負債	173,249
	株主資本	41,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,366
	その他利益剰余金	31,366
	（うち当期純利益）	(10,623)
	負債・純資産合計	**260,517**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

茨城県ひたちなか市大字市毛八三三番地の一

（甲）株式会社市毛フレンド保育園

代表取締役　大関　和子

茨城県ひたちなか市大字市毛八三三番地の一

（乙）有限会社イソヒロ

代表取締役　大関　和子

第45期決算公告

令和７年５月29日
埼玉県桶川市大字川田谷826番地２
恵友工業株式会社
代表取締役　佐藤　大倫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,418
	固定資産	12,778
	資産合計	**53,196**
負債及び純資産の部	流動負債	234
	固定負債	43,450
	負債合計	**43,684**
	株主資本	9,512
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 488
	その他利益剰余金	△ 488
	（うち当期純損失）	(14,143)
	純資産合計	**9,512**
	負債・純資産合計	**53,196**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日
埼玉県桶川市大字川田谷八二六番地二
恵友工業株式会社
代表取締役　佐藤　大倫

第31期決算公告

2025年５月29日
東京都練馬区豊玉北五丁目14番６号
株式会社ブロッコリー
代表取締役社長　鈴木　恵喜

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,388
	固定資産	2,420
	資産合計	**6,808**
負債及び純資産の部	流動負債	1,158
	（賞与引当金）	(100)
	固定負債	223
	（退職給付引当金）	(122)
	（役員株式給付引当金）	(22)
	（役員退職慰労引当金）	(32)
	負債合計	**1,381**
	株主資本	5,427
	資本金	100
	資本剰余金	2,031
	資本準備金	2,031
	利益剰余金	3,295
	利益準備金	81
	その他利益剰余金	3,214
	（うち当期純損失）	(883)
	純資産合計	**5,427**
	負債・純資産合計	**6,808**

第18期決算公告

令和７年５月29日
千葉県船橋市本郷町442番地203
株式会社トラスト
代表取締役　畠山　慎吾

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,540,410,639
	固定資産	265,470,179
	資産合計	**1,805,880,818**
負債及び純資産の部	流動負債	526,562,929
	固定負債	1,124,712,000
	株主資本	154,605,889
	資本金	38,000,000
	利益剰余金	116,605,889
	その他利益剰余金	116,605,889
	（うち当期純利益）	(12,531,273)
	負債・純資産合計	**1,805,880,818**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｂｒｉｇｈｔｆｕｔｕｒｅ（住所東京都大田区蒲田二丁目２番１号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年五月二十九日
千葉県船橋市本郷町四四二番地二〇三
株式会社トラスト
代表取締役　畠山　慎吾

第30期決算公告

2025年５月29日
東京都大田区東馬込一丁目30番４号
株式会社ナガノ計装
代表取締役　田中　良篤

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	684,894
	固定資産	137,951
	合計	**822,845**
負債及び純資産の部	流動負債	248,732
	賞与引当金	40,548
	その他	208,184
	固定負債	58,025
	退職給付引当金	46,357
	役員退職慰労引当金	6,693
	その他	4,975
	株主資本	516,087
	資本金	50,000
	資本剰余金	36,500
	資本準備金	36,500
	利益剰余金	429,587
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	417,087
	（うち当期純利益）	(89,470)
	合計	**822,845**

第52期決算公告

令和７年５月29日
東京都台東区浅草二丁目５番５号
株式会社ながさわ
代表取締役　長沢妙恵子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,543
	固定資産	26,242
	資産合計	**57,786**
負債及び純資産の部	流動負債	13,139
	固定負債	16,668
	負債合計	**29,807**
	株主資本	27,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,978
	その他利益剰余金	17,978
	（うち当期純利益）	(13,204)
	純資産合計	**27,978**
	負債・純資産合計	**57,786**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）貸借対照表の要旨は次のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日
東京都台東区浅草二丁目五番五号
（甲）株式会社ながさわ
代表取締役　長沢妙恵子
東京都台東区雷門一丁目一二番一二号
（乙）有限会社スポーツショップスズキビル
ルーキー
代表取締役　長澤　正美

第26期決算公告

令和７年５月29日
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
株式会社ゆめみ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,648,154
	固定資産	146,056
	資産合計	**2,794,210**
負債及び純資産の部	流動負債	801,102
	固定負債	2,401
	株主資本	1,990,706
	資本金	100,000
	資本剰余金	751,303
	資本準備金	415,764
	その他資本剰余金	335,539
	利益剰余金	1,139,403
	その他利益剰余金	1,139,403
	（うち当期純利益）	(329,014)
	負債・純資産合計	**2,794,210**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＮＦＴ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十九日
東京都台東区寿三丁目一五番四号
（甲）ＴｒａｎｓｆｏｒｍＡｒｔ合同会社
代表社員　吉田　理穂
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町六二〇番地
（乙）株式会社ゆめみ
代表取締役　片岡　俊行

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社友和管理サービスとする商号変更を条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日

東京都中野区東中野二丁目二二番二一号
（甲）有限会社友和管理サービス
代表取締役　市河　久和

東京都台東区北上野二丁目八番四号
（乙）有限会社白和
代表取締役　市河　久和

第30期決算公告

令和７年５月29日
東京都中野区東中野二丁目22番21号
有限会社友和管理サービス
代表取締役　市河　久和

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	424,305
	固定資産	272,862
	資産合計	697,168
負債及び純資産の部	流動負債	9,720
	固定負債	751,590
	負債合計	761,310
	株主資本	△64,141
	資本金	50,000
	利益剰余金	△114,141
	その他利益剰余金	△114,141
	（うち当期純損失）	(18,242)
	純資産合計	△64,141
	負債・純資産合計	697,168

第17期決算公告

令和７年５月29日
神戸市中央区元町通二丁目４番14号
株式会社吉祥
代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	63,465
	固定資産	22,225
	合計	85,690
負債及び純資産の部	流動負債	26,618
	固定負債	44,313
	株主資本	14,759
	資本金	500
	利益剰余金	14,259
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	14,209
	（うち当期純利益）	(8,643)
	合計	85,690

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九百万五千円、資本準備金の額を五億八百九十九万五千円減少し、それぞれ一百万円、一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
ＳＤホールディングス株式会社
代表取締役　田中　佑樹

第1期決算公告

令和７年５月29日
東京都千代田区平河町二丁目16番９号
永田町グラスゲート６階ＡＣＡ株式会社内
ＳＤホールディングス株式会社
代表取締役　田中　佑樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,848
	固定資産	1,800,000
	合計	1,810,848
負債及び純資産の部	流動負債	52,863
	固定負債	892,800
	株主資本	865,184
	資本金	510,005
	資本剰余金	509,995
	資本準備金	509,995
	利益剰余金	△154,815
	その他利益剰余金	△154,815
	（うち当期純損失）	(154,815)
	合計	1,810,848

第2期決算公告

令和７年５月29日
神戸市中央区元町通二丁目４番14号
株式会社吉祥吉ホールディングス
代表取締役　赤木　清美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	16,717
	固定資産	20,630
	合計	37,347
負債及び純資産の部	流動負債	17,577
	固定負債	17,557
	株主資本	2,213
	資本金	1,080
	資本剰余金	1,080
	資本準備金	1,080
	利益剰余金	53
	その他利益剰余金	53
	（うち当期純利益）	(154)
	合計	37,347

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する木崎湖温泉開発株式会社（住所長野県大町市平一〇六三九番地一）に対して当社のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

長野県大町市平一〇六三九番地一
木崎湖温泉開発株式会社
代表取締役　遠藤　鷹一

第30期決算公告

令和７年５月29日
長野県大町市平10639番地１
木崎湖温泉開発株式会社
代表取締役　遠藤　鷹一

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,895,140
	固定資産	242,059,371
	資産合計	250,954,511
負債及び純資産の部	流動負債	21,671,578
	固定負債	327,116,000
	株主資本	△97,833,067
	資本金	98,500,000
	利益剰余金	△196,333,067
	その他利益剰余金	△196,333,067
	（うち当期純損失）	(15,041,787)
	負債・純資産合計	250,954,511

第20期決算公告

令和７年５月29日
北九州市小倉北区西港町15番77号
株式会社ヤマックス
代表取締役　山田　雄二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	691,556
	固定資産	1,743,839
	合計	2,435,395
負債及び純資産の部	流動負債	805,115
	固定負債	1,095,844
	株主資本	534,435
	資本金	98,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	431,435
	利益準備金	180
	その他利益剰余金	431,255
	（うち当期純利益）	(107,976)
	合計	2,435,395

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

静岡県三島市三ツ谷新田二九四番地
アオイトランスポート株式会社
代表取締役　石渡　秀徳

第46期決算公告

令和７年５月29日　静岡県三島市三ツ谷新田294番地
アオイトランスポート株式会社
代表取締役　石渡　秀徳

貸借対照表の要旨　（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	546,276	流動負債	336,919
固定資産	872,007	固定負債	684,661
繰延資産	2,580	引当金	28,987
		株主資本	370,295
		資本金	26,000
		利益剰余金	344,395
		利益準備金	1,159
		別途積立金	23,600
		繰越利益剰余金	319,636
		（うち当期純利益）	(17,452)
		自己株式	△100
資産合計	1,420,862	負債・純資産合計	1,420,862

第52期決算公告

令和７年５月29日
岡山市中区下426番地１
公協産業株式会社
代表取締役　國廣　秀司

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,197,314
	固定資産	1,008,515
	合計	2,205,829
負債及び純資産の部	流動負債	638,909
	固定負債	378,463
	株主資本	1,188,457
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,138,457
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,125,957
	（うち当期純利益）	(127,257)
	合計	2,205,829

吸収分割公告

飲食許可・記公会社は吸収分割して左記公衆浴場営業許可・旅館業営業許可・飲食営業許可・公衆浴場営業許可事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)確定した最終事業年度はありません。
令和七年五月二十九日
岡山市中区下四二六番地一
(甲)公協産業株式会社
代表取締役　國廣　秀司
岡山市中区下四二六番地一
(乙)公協リゾートビジネス株式会社
代表取締役　國廣　秀司

第１期決算公告

令和７年５月29日
福岡県糟屋郡須恵町大字植木151番地
山田企画株式会社
代表取締役　山田　雄二

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,773
	固定資産	467,359
	合計	476,132
負債及び純資産の部	流動負債	4,533
	株主資本	471,598
	資本金	8,000
	資本剰余金	439,359
	その他資本剰余金	439,359
	利益剰余金	24,239
	その他利益剰余金	24,239
	（うち当期純利益）	(24,239)
	合計	476,132

第４期決算公告

令和７年５月29日
東京都品川区東大井五丁目25番４号
品川商事株式会社
代表取締役　土屋　亮三

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,364
	固定資産	866
	資産合計	40,230
負債及び純資産の部	流動負債	5,246
	固定負債	27,856
	株主資本	7,128
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,128
	その他利益剰余金	4,128
	（うち当期純利益）	(10,440)
	負債・純資産合計	40,230

第８期決算公告

令和７年５月29日
東京都品川区東大井五丁目25番４号
株式会社ATELIER　RYOZO
代表取締役　土屋　亮三

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,192
	固定資産	61,286
	資産合計	81,478
負債及び純資産の部	流動負債	63,480
	固定負債	39,429
	株主資本	△21,430
	資本金	333
	利益剰余金	△21,764
	その他利益剰余金	△21,764
	（うち当期純利益）	(10,781)
	負債・純資産合計	81,478

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十九日
東京都品川区東大井五丁目二五番四号
(甲)株式会社ＡＴＥＬＩＥＲ　ＲＹＯＺＯ
代表取締役　土屋　亮三
東京都品川区東大井五丁目二五番四号
(乙)品川商事株式会社
代表取締役　土屋　亮三

第46期決算公告

令和７年５月29日
千葉県浦安市港27番地
ヤサト鋼機株式会社
代表取締役　碓井　達郎

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,046
	固定資産	19,931
	合計	298,977
負債及び純資産の部	流動負債	74,519
	固定負債	114,930
	株主資本	109,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,528
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	97,528
	（うち当期純損失）	(4,334)
	合計	298,977

第77期決算公告

令和７年５月29日
東京都墨田区江東橋五丁目２番20号
碓井鋼材株式会社
代表取締役　碓井　達郎

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,692,325
	固定資産	1,947,529
	合計	4,639,854
負債及び純資産の部	流動負債	1,518,066
	固定負債	1,677,977
	株主資本	1,443,811
	資本金	30,000
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	1,406,311
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,398,811
	（うち当期純利益）	(46,053)
	合計	4,639,854

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十九日
東京都墨田区江東橋五丁目二番二〇号
(甲)碓井鋼材株式会社
代表取締役　碓井　達郎
千葉県浦安市港二七番地
(乙)ヤサト鋼機株式会社
代表取締役　碓井　達郎

第８期決算公告

令和７年５月29日
東京都豊島区南長崎二丁目10番５―201号
株式会社中央メンテナンス
代表取締役　市河　博康

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,499
	固定資産	115
	資産合計	26,614
負債及び純資産の部	流動負債	1,119
	負債合計	1,119
	株主資本	25,494
	資本金	1,000
	利益剰余金	24,494
	その他利益剰余金	24,494
	（うち当期純損失）	(14,552)
	純資産合計	25,494
	負債・純資産合計	26,614

第15期決算公告

令和７年５月29日
東京都世田谷区深沢三丁目20番１号
株式会社ふよう管財
代表取締役　市河　博康

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	114,364
	固定資産	151,701
	資産合計	266,066
負債及び純資産の部	流動負債	221,025
	負債合計	221,025
	株主資本	45,040
	資本金	3,000
	利益剰余金	42,040
	その他利益剰余金	42,040
	（うち当期純利益）	(1,599)
	純資産合計	45,040
	負債・純資産合計	266,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)左記のとおりです。
令和七年五月二十九日
東京都世田谷区深沢三丁目二〇番一号
(甲)株式会社ふよう管財
代表取締役　市河　博康
東京都豊島区南長崎二丁目一〇番五―二〇一号
(乙)株式会社中央メンテナンス
代表取締役　市河　博康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

横浜市青葉区荏田町二九七番地三―七〇七号

（甲）株式会社トゥーフェイス

代表取締役　新井　広行

東京都港区南青山五丁目五番二〇号アルファエイト南青山二〇二号室

（乙）株式会社ヤングマネー

代表取締役　新井　広行

第23期決算公告　令和７年５月29日

横浜市青葉区荏田町297番地３―707号

株式会社トゥーフェイス

代表取締役　新井　広行

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	389,020
	固定資産	225,734
	繰延資産	962
	資産合計	615,717
負純資債及産びの部	流動負債	12,381
	株主資本	601,273
	資本金	10,000
	利益剰余金	591,273
	その他利益剰余金	591,273
	（うち当期純利益）	(13,218)
	評価・換算差額等	2,062
	その他有価証券評価差額金	2,062
	負債・純資産合計	615,717

第32期決算公告　令和７年５月29日

東京都港区南青山五丁目５番20号アルファエイト南青山202号室

株式会社ヤングマネー

代表取締役　新井　広行

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,080
	固定資産	11,952
	資産合計	69,033
負純資債及産びの部	流動負債	35
	株主資本	66,223
	資本金	3,000
	利益剰余金	63,223
	その他利益剰余金	63,223
	（うち当期純利益）	(3,317)
	評価・換算差額等	2,775
	その他有価証券評価差額金	2,775
	負債・純資産合計	69,033

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社日内地（住所静岡県浜松市中央区石原町六〇一番地の一）に対して、甲はその不動産賃貸事業に関する権利義務を、乙はその投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

静岡県浜松市中央区芳川町八三三番地

（甲）日内地工業株式会社

代表取締役　日内地哲也

静岡県浜松市中央区芳川町八三三番地

（乙）石原工業株式会社

代表取締役　日内地哲也

令和７年５月29日

静岡県浜松市中央区芳川町833番地

日内地工業株式会社

代表取締役　日内地哲也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	179,651
	固定資産	735,648
	資産合計	915,300
負純資債及産びの部	流動負債	148,410
	固定負債	15,460
	株主資本	751,429
	資本金	21,000
	利益剰余金	759,441
	利益準備金	5,250
	別途積立金	797,922
	繰越利益剰余金	△43,730
	（うち当期純利益）	(27,325)
	自己株式	△29,012
	負債・純資産合計	915,300

令和７年５月29日

静岡県浜松市中央区芳川町833番地

石原工業株式会社

代表取締役　日内地哲也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,970
	固定資産	7,342
	資産合計	182,313
負純資債及産びの部	流動負債	12,963
	株主資本	169,349
	資本金	10,000
	利益剰余金	163,349
	利益準備金	2,500
	別途積立金	27,000
	繰越利益剰余金	133,849
	（うち当期純利益）	(3,759)
	自己株式	△4,000
	負債・純資産合計	182,313

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十九日

大分県日田市清岸寺町一〇三三番地一

（甲）株式会社水明テクノス

代表取締役　杉野　恭市

大分県日田市清岸寺町一〇三三番地一

（乙）株式会社水明

代表取締役　杉野　慎也

第31期決算公告　令和７年５月29日

大分県日田市清岸寺町1033番地１

株式会社水明テクノス

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	513,689
	固定資産	271,398
	合計	785,087
負純資債及産びの部	流動負債	458,154
	賞与引当金	19,000
	その他	439,154
	固定負債	127,743
	株主資本	199,190
	資本金	40,000
	利益剰余金	169,190
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	166,190
	（うち当期純利益）	(64,746)
	自己株式	△10,000
	合計	785,087

第13期決算公告　令和７年５月29日

大分県日田市清岸寺町1033番地１

株式会社水明

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,384
	固定資産	85,313
	合計	337,697
負純資債及産びの部	流動負債	233,443
	賞与引当金	3,300
	その他	230,143
	固定負債	82,653
	株主資本	21,601
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,399
	その他利益剰余金	△8,399
	（うち当期純利益）	(25,751)
	合計	337,697

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

神宮前タワービルディング一四階

（甲）バクリ株式会社

代表取締役　荒川　大史

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号

二葉ビル八ｂ

（乙）株式会社ニコラシステム

代表取締役　福士　滉太

第２期決算公告　令和７年５月29日

東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号

神宮前タワービルディング14階

バクリ株式会社

代表取締役　荒川　大史

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,154
	固定資産	7,339
	資産合計	71,493
負純資債及産びの部	流動負債	31,122
	負債合計	31,122
	株主資本	40,371
	資本金	1,000
	利益剰余金	39,371
	その他利益剰余金	39,371
	（うち当期純利益）	(23,770)
	純資産合計	40,371
	負債・純資産合計	71,493

第１期決算公告　令和７年５月29日

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番６号二葉ビル８ｂ

株式会社ニコラシステム

代表取締役　福士　滉太

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,104
	資産合計	10,104
負純資債及産びの部	流動負債	5,706
	負債合計	5,706
	株主資本	4,398
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,398
	その他利益剰余金	3,398
	（うち当期純利益）	(3,398)
	純資産合計	4,398
	負債・純資産合計	10,104

第 81 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都新宿区西新宿５丁目１番１号新宿ファーストタワー

日本ストライカー株式会社

代表取締役社長　水澤　　聡

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,491	流動負債	33,207
固定資産	19,891	賞与引当金	2,255
有形固定資産	8,026	その他	30,949
無形固定資産	86	固定負債	4,034
投資その他の資産	11,777	退職給付引当金	2,694
		役員退職慰労引当金	77
		その他	1,262
		負債合計	**37,242**
		株主資本	54,728
		資本金	95
		資本剰余金	1,522
		資本準備金	1,067
		その他資本剰余金	455
		利益剰余金	53,110
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	53,088
		評価・換算差額等	412
		繰延ヘッジ損益	412
		純資産合計	**55,140**
資産合計	**92,382**	**負債・純資産合計**	**92,382**

損益計算書の要旨（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	88,015	経常利益	7,251
売上原価	55,134	特別損失	14
売上総利益	32,880	税引前当期純利益	7,236
販売費及び一般管理費	25,055	法人税、住民税及び事業税	2,231
営業利益	7,825	法人税等調整額	△744
営業外収益	165	当期純利益	5,749
営業外費用	738		

第 66 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　福岡県福岡市博多区榎田１丁目10番21号

ダイキンＨＶＡＣソリューション九州株式会社

代表取締役　日比谷洋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,751,780	流動負債	3,307,541
固定資産	927,966	固定負債	100,054
		負債合計	**3,407,595**
		株主資本	4,270,200
		資本金	40,000
		資本剰余金	220,000
		利益剰余金	4,010,200
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	4,000,200
		（うち当期純利益）	（254,372）
		評価・換算差額等	1,951
		純資産合計	**4,272,151**
資産合計	**7,679,746**	**負債・純資産合計**	**7,679,746**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番５号

札幌日信電子株式会社

代表取締役社長　田中　弘之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,720,126	流動負債	798,779
固定資産	541,358	（賞与引当金）	（84,000）
有形固定資産	244,448	固定負債	5,277
無形固定資産	3,919	**負債合計**	**804,056**
投資その他の資産	292,991	株主資本	1,457,428
		資本金	30,000
		資本剰余金	70,020
		その他資本剰余金	70,020
		利益剰余金	1,357,408
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,349,908
		（うち当期純利益）	（249,791）
		純資産合計	**1,457,428**
資産合計	**2,261,484**	**負債・純資産合計**	**2,261,484**

第 56 期 決 算 公 告

2025年５月29日　　群馬県高崎市保渡田町2174番地１

三益半導体工業株式会社

代表取締役社長　八髙　達郎

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	51,339	流動負債	23,592
固定資産	60,248	賞与引当金	490
有形固定資産	55,805	役員賞与引当金	79
無形固定資産	1,073	製品保証引当金	10
投資その他の資産	3,368	その他	23,011
		固定負債	1,058
		負債合計	**24,650**
		株主資本	86,747
		資本金	18,824
		資本剰余金	18,779
		資本準備金	18,778
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	49,143
		利益準備金	689
		その他利益剰余金	48,454
		評価・換算差額等	189
		その他有価証券評価差額金	194
		繰延ヘッジ損益	△4
		純資産合計	**86,937**
資産合計	**111,587**	**負債・純資産合計**	**111,587**

損益計算書の要旨（自　2024年６月１日　至　2025年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	69,342	経常利益	9,414
売上原価	56,075	特別利益	85
売上総利益	13,266	税引前当期純利益	9,499
販売費及び一般管理費	3,732	法人税、住民税及び事業税	1,877
営業利益	9,533	法人税等調整額	758
営業外収益	70	当期純利益	6,864
営業外費用	189		

㈱第56期は、決算期変更により2024年６月１日から2025年２月28日までの９か月間となっています。

第 37 期 決 算 公 告

令和７年５月29日　　大阪市中央区淡路町一丁目７番３号

日本建設株式会社

代表取締役　佐久間昭司

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	48,994	流動負債	24,912
固定資産	5,613	完成工事補償引当金	87
		受注損失引当金	2
		訴訟損失引当金	242
		固定負債	517
		役員退職慰労引当金	159
		負債合計	**25,429**
		株主資本	29,024
		資本金	2,000
		資本剰余金	1,764
		資本準備金	125
		その他資本剰余金	1,639
		利益剰余金	27,167
		利益準備金	439
		その他利益剰余金	26,728
		自己株式	△1,907
		評価・換算差額等	153
		その他有価証券評価差額金	153
		純資産合計	**29,178**
資産合計	**54,608**	**負債・純資産合計**	**54,608**

損益計算書の要旨（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	67,408	特別損失	2
売上原価	62,136	税引前当期純利益	3,680
売上総利益	5,272	法人税、住民税及び事業税	983
販売費及び一般管理費	2,663	法人税等調整額	141
営業利益	2,609	当期純利益	2,555
営業外収益	1,103		
営業外費用	30		
経常利益	3,682		

第54期決算公告

令和７年５月29日

大阪府大阪市中央区安土町１－８－６

大永ビル４階

株式会社アレクソン

代表取締役社長　三瀬　厚

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,309,502
	固定資産	797,594
	資産合計	**4,107,097**
負債及び純資産の部	流動負債	860,147
	（賞与引当金）	（48,500）
	（製品保証引当金）	（14,761）
	固定負債	94,722
	（退職給付引当金）	（57,893）
	負債合計	**954,869**
	株主資本	3,152,027
	資本金	101,000
	資本剰余金	341,492
	資本準備金	217,500
	その他資本剰余金	123,992
	利益剰余金	2,709,535
	利益準備金	7,980
	その他利益剰余金	2,701,554
	（うち当期純利益）	（746,790）
	評価・換算差額等	200
	その他有価証券評価差額金	200
	純資産合計	**3,152,227**
	負債・純資産合計	**4,107,097**

決算公告

令和７年５月29日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜158番地13

株式会社アインス

代表取締役　山﨑　訓康

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	61,151,707
	固定資産	3,386,774
	合計	**64,538,481**
負債及び純資産の部	流動負債	8,380,328
	固定負債	18,749,000
	株主資本	37,409,153
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	27,409,153
	利益準備金	700,000
	その他利益剰余金	26,709,153
	（うち当期純利益）	（8,288,545）
	合計	**64,538,481**

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和七年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.scc21.co.jp

令和七年五月二十九日

香川県高松市古新町一番地七

（甲）株式会社四国電子計算センター

代表取締役　山﨑　訓康

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一五八番地一三

（乙）株式会社アインス

代表取締役　山﨑　訓康

第27期決算公告　令和７年５月29日

東京都江東区門前仲町２丁目３番４号

株式会社フォーチュン

代表取締役　山下潤一郎

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	24,522
	固定資産	503,162
	資産合計	**527,684**
負債及び純資産の部	流動負債	247,261
	固定負債	411,855
	株主資本	△131,432
	資本金	90,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△271,432
	その他利益剰余金	△271,432
	（うち当期純利益）	（18,873）
	負債・純資産合計	**527,684**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都江東区門前仲町二丁目三番四号

株式会社フォーチュン

代表取締役　山下潤一郎

第18期決算公告

令和７年４月25日

岡山市東区上道北方688番地の１

帝人ナカシマメディカル株式会社

代表取締役社長　加藤　直之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,156
	固定資産	3,642
	資産合計	**9,798**
負債及び純資産の部	流動負債	3,997
	（うち賞与引当金）	（355）
	固定負債	335
	（うち退職給付引当金）	（279）
	（うち役員退職慰労引当金）	（19）
	負債合計	**4,332**
	株主資本	5,466
	資本金	100
	資本剰余金	1,612
	資本準備金	1,600
	その他資本剰余金	12
	利益剰余金	3,754
	その他利益剰余金	3,754
	（うち当期純利益）	（1,266）
	純資産合計	**5,466**
	負債・純資産合計	**9,798**

第３期決算公告

令和７年５月29日

東京都中央区銀座六丁目10番１号

ＮＳトレーディング株式会社

代表取締役　菊川　弘之

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	398,314
	固定資産	5,813
	投資その他の資産	5,813
	資産合計	**404,128**
負債及び純資産の部	流動負債	39,281
	（うち賞与引当金）	（75）
	負債合計	**39,281**
	株主資本	364,846
	資本金	15,000
	資本剰余金	347,687
	資本準備金	15,000
	その他資本剰余金	332,687
	利益剰余金	2,159
	その他利益剰余金	2,159
	（うち当期純損失）	（36,763）
	純資産合計	**364,846**
	負債・純資産合計	**404,128**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十九日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号

（甲）ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社

代表取締役　平尾　友亮

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号

（乙）ＮＳトレーディング株式会社

代表取締役　菊川　弘之

第５期決算公告

令和７年５月29日

東京都中央区銀座六丁目10番１号

ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社

代表取締役　平尾　友亮

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,306,220
	固定資産	1,140
	投資その他の資産	1,140
	合計	**1,307,361**
負債及び純資産の部	流動負債	1,233,888
	株主資本	73,472
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	13,472
	その他利益剰余金	13,472
	（うち当期純利益）	（4,735）
	合計	**1,307,361**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

（丁）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日

東京都文京区白山一丁目三二番七号

（甲）株式会社キュー・エンタープライズ　代表取締役　市河　久和

東京都中野区東中野二丁目二二番二一号

（乙）サンリゾート株式会社　代表取締役　市河　博康

千葉県千葉市稲毛区緑町二丁目六番一六―四〇五号

（丙）有限会社つくばライン開発　代表取締役　市河　久和

東京都新宿区百人町一丁目七番一六号　フォーラム新大久保

（丁）有限会社ケイ・アイエステート　代表取締役　市河　久和

第44期決算公告

令和７年５月28日

東京都千代田区神田和泉町１番１―16

ゲイトウェイ・コンピュータ株式会社

代表取締役社長　林　秀一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,139,847
	固定資産	196,488
	合計	2,336,335
負債及び純資産の部	流動負債	1,064,840
	固定負債	279,107
	株主資本	987,566
	資本金	47,250
	利益剰余金	940,316
	（利益準備金）	(11,812)
	（その他利益剰余金）	(928,504)
	（うち当期純利益）	(118,143)
	評価・換算差額等	4,820
	有価証券評価差額金	4,820
	合計	2,336,335

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十九日

広島市安佐北区可部一丁目二一番二三号　代表取締役社長　田中　宏典　大和重工株式会社

広島市安佐北区可部一丁目二一番二三号

（乙）株式会社Tコーポレーション　代表取締役　田中　宏典

貸借対照表の要旨

令和７年５月29日

広島市安佐北区可部一丁目21番23号

大和重工株式会社

代表取締役社長　田中　宏典

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,586,400
	固定資産	3,169,804
	有形固定資産	985,216
	無形固定資産	1,732
	投資その他の資産	2,182,855
	資産合計	6,756,205
負債及び純資産の部	流動負債	2,650,743
	賞与引当金	14,000
	固定負債	1,019,210
	退職給付引当金	594,063
	役員退職慰労引当金	32,962
	負債合計	3,669,953
	株主資本	2,231,512
	資本金	651,000
	資本剰余金	154,373
	資本準備金	154,373
	利益剰余金	1,461,063
	利益準備金	126,000
	その他利益剰余金	1,335,063
	（うち当期純利益）	(26,445)
	自己株式	△34,924
	評価・換算差額等	854,739
	その他有価証券評価差額金	854,739
	純資産合計	3,086,251
	負債・純資産合計	6,756,205

第５期決算公告

令和７年５月29日

東京都中野区東中野二丁目22番21号

サンリゾート株式会社

代表取締役　市河　博康

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,306
	固定資産	167,448
	資産合計	276,754
負債及び純資産の部	流動負債	1,294
	負債合計	1,294
	株主資本	275,459
	資本金	4,000
	資本剰余金	266,503
	資本準備金	266,503
	利益剰余金	4,956
	その他利益剰余金	4,956
	（うち当期純利益）	(1,584)
	純資産合計	275,459
	負債・純資産合計	276,754

第50期決算公告

令和７年５月29日

東京都文京区白山一丁目32番７号

株式会社キュー・エンタープライズ

代表取締役　市河　久和

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,254
	固定資産	308,278
	資産合計	338,533
負債及び純資産の部	流動負債	201,764
	固定負債	87,072
	負債合計	288,837
	株主資本	49,696
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,696
	その他利益剰余金	39,696
	（うち当期純損失）	(4,804)
	純資産合計	49,696
	負債・純資産合計	338,533

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業及び資産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

横浜市中区大和町二丁目三二番地八　（甲）株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングス　代表取締役　河野　卓二

横浜市中区大和町二丁目三二番地八　（乙）株式会社山手ホームズ　代表取締役　河野　卓二

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年五月十四日とする株式交換により資本準備金の額が五億九千百八十九万六千百五十六円増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

横浜市中区大和町二丁目三二番地八　株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングス　代表取締役　河野　卓二

決算公告

令和７年５月29日

横浜市中区大和町二丁目32番地８

株式会社山手ホームズ

代表取締役　河野　卓二

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,250,535
	固定資産	1,092,882
	繰延資産	12,774
	合計	3,356,192
負債及び純資産の部	流動負債	1,512,240
	固定負債	1,252,054
	株主資本	591,896
	資本金	50,000
	利益剰余金	541,896
	その他利益剰余金	541,896
	（うち当期純利益）	(204,737)
	合計	3,356,192

決算公告

令和７年５月29日

横浜市中区大和町二丁目32番地８

株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングス

代表取締役　河野　卓二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	11,504,260
	固定資産	174,018,425
	繰延資産	2,675,346
	合計	188,198,031
負債及び純資産の部	流動負債	6,769,558
	固定負債	169,855,600
	株主資本	11,572,873
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	10,572,873
	その他利益剰余金	10,572,873
	（うち当期純利益）	(9,012,456)
	合計	188,198,031

第 71 期 決 算 公 告

2025年５月29日　東京都港区浜松町二丁目４番１号

株式会社世界貿易センタービルディング

代表取締役社長　宮﨑　親男

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,559	流動負債	22,268
現金及び預金	17,598	未払金	328
その他	25,960	賞与引当金	67
固定資産	112,981	その他	21,872
有形固定資産	95,484	固定負債	55,825
建物	29,414	長期借入金	40,000
土地	24,435	長期預り敷金	10,984
その他	41,634	退職給付引当金	448
無形固定資産	37	その他	4,393
投資その他の資産	17,459	**負債合計**	**78,094**
投資有価証券	6,165	株主資本	74,870
その他	11,294	資本金	5,000
		利益剰余金	69,870
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	68,620
		評価・換算差額等	3,575
		その他有価証券評価差額金	2,782
		繰延ヘッジ損益	793
		純資産合計	**78,446**
資産合計	**156,540**	**負債・純資産合計**	**156,540**

損益計算書の要旨

（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	14,755	経常利益	2,509
営業原価	10,480	特別利益	367
営業総利益	4,275	税引前当期純利益	2,877
販売費及び一般管理費	1,377	法人税、住民税及び事業税	147
営業利益	2,898	法人税等調整額	868
営業外収益	198	当期純利益	1,861
営業外費用	587		

第 138 期 決 算 公 告

2025年５月29日　広島市中区胡町６番26号

株 式 会 社 福 屋

代表取締役　大下　洋嗣

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,743**	**流動負債**	**20,197**
固定資産	**27,584**	賞与引当金	73
有形固定資産	20,323	**固定負債**	**5,380**
無形固定資産	1,103	退職給付引当金	1,004
投資その他の資産	6,157	役員退職慰労引当金	453
		負債合計	**25,577**
		株主資本	**1,058**
		資本金	460
		資本剰余金	222
		資本準備金	222
		利益剰余金	1,187
		利益準備金	107
		その他利益剰余金	1,079
		自己株式	△ 811
		評価・換算差額等	**6,692**
		その他有価証券評価差額金	662
		土地再評価差額金	6,029
		純資産合計	**7,750**
資産合計	**33,328**	**負債・純資産合計**	**33,328**

損益計算書の要旨

（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	15,289	経常利益	714
売上原価	6,283	特別利益	20
売上総利益	9,005	特別損失	593
販売費及び一般管理費	8,321	税引前当期純利益	141
営業利益	684	法人税、住民税及び事業税	2
営業外収益	187	当期純利益	139
営業外費用	157		

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

熊本県八代市新港町四丁目８番地

ヤマハ熊本プロダクツ株式会社

代表取締役　大石　賢二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,334	流動負債	5,957
固定資産	4,695	（賞与引当金）	（240）
		（製品保証引当金）	（1）
		固定負債	187
		退職給付引当金	187
		株主資本	4,884
		資本金	490
		利益剰余金	4,394
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	4,271
		（うち当期純利益）	（192）
資産合計	**11,029**	**負債・純資産合計**	**11,029**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月一日までに得ることを予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

岩手県盛岡市南大通二丁目三番二〇号

（甲）株式会社木津屋本店

代表取締役　池野　裕治

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目九番五号

（乙）岩手オフィス用品株式会社

代表取締役　池野　裕治

第 94 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

岩手県盛岡市南大通二丁目３番20号

株式会社木津屋本店

代表取締役　池野　裕治

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,300,356	流動負債	1,161,324
固定資産	1,253,262	固定負債	373,910
		株主資本	1,018,383
		資本金	10,000
		資本剰余金	120
		資本準備金	120
		利益剰余金	1,008,262
		利益準備金	3,876
		別途積立金	800,000
		その他利益剰余金	204,386
		（うち当期純損失）	（24,591）
資産合計	**2,553,618**	**負債・純資産合計**	**2,553,618**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目９番５号

岩手オフィス用品株式会社

代表取締役　池野　裕治

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,915	流動負債	640,248
固定資産	470,040	固定負債	97,093
		株主資本	△136,386
		資本金	92,500
		資本剰余金	7,500
		資本準備金	7,500
		利益剰余金	△236,386
		利益準備金	2,500
		別途積立金	30,000
		その他利益剰余金	△268,886
		（うち当期純損失）	（19,922）
資産合計	**600,955**	**負債・純資産合計**	**600,955**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

兵庫県西宮市産所町一五番一三号
（甲）株式会社ＢｉＶａホールディングス
代表取締役　大谷　彰宏

兵庫県西宮市産所町一五番一三号
（乙）株式会社アドミ
代表取締役　大谷　彰宏

第16期決算公告　令和７年５月29日

兵庫県西宮市産所町15番13号
株式会社ＢｉＶａホールディングス
代表取締役　大谷　彰宏

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	976,893
	固定資産	2,852,613
	合計	3,829,506
負債及び純資産の部	流動負債	23,123
	株主資本	3,806,383
	資本金	99,000
	資本剰余金	1,900,040
	その他資本剰余金	1,900,040
	利益剰余金	1,807,343
	その他利益剰余金	1,807,343
	（うち当期純利益）	(27,807)
	合計	3,829,506

第29期決算公告　令和７年５月29日

兵庫県西宮市産所町15番13号
株式会社アドミ
代表取締役　大谷　彰宏

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	305,403
	固定資産	52,885
	合計	358,288
負債及び純資産の部	流動負債	1,915
	株主資本	356,373
	資本金	99,000
	利益剰余金	257,373
	その他利益剰余金	257,373
	（うち当期純利益）	(3,247)
	合計	358,288

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十九日

熊本市西区上代二丁目一二四番一
（甲）株式会社ミズノグループ
代表取締役　水野　泰彰

熊本市西区上代二丁目一二四番一
（乙）株式会社水野商店
代表取締役　水野　泰彰

第11期決算公告　令和７年５月29日

熊本市西区上代二丁目124番１
株式会社ミズノグループ
代表取締役　水野　泰彰

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,392
	固定資産	262,695
	合計	267,088
負債及び純資産の部	流動負債	9,249
	固定負債	248,692
	株主資本	9,146
	資本金	300
	資本剰余金	13,000
	その他資本剰余金	13,000
	利益剰余金	△4,153
	その他利益剰余金	△4,153
	（うち当期純損失）	(142)
	合計	267,088

第19期決算公告　令和７年５月29日

熊本市西区上代二丁目124番１
株式会社水野商店
代表取締役　水野　泰彰

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	374,824
	固定資産	739,484
	繰延資産	1,240
	合計	1,115,550
負債及び純資産の部	流動負債	329,098
	固定負債	613,369
	株主資本	173,082
	資本金	8,000
	利益剰余金	165,082
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	164,782
	（うち当期純利益）	(19,978)
	合計	1,115,550

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般貨物自動車運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（甲）株式会社五健堂ロジ
代表取締役　松田　健治

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（乙）株式会社ＢＲＩＤＧＥ
代表取締役　佐藤　宏和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般貨物自動車運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十九日

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（甲）株式会社五健堂ロジ
代表取締役　松田　健治

京都市伏見区横大路菅本二番地五八
（乙）株式会社ＰＲＩＤＥ
代表取締役　西園　陽一

第20期決算公告　令和７年５月29日

京都市伏見区横大路菅本２番地58
株式会社五健堂ロジ
代表取締役　松田　健治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	181,330,542
	固定資産	150,224,597
	合計	331,555,139
負債及び純資産の部	流動負債	178,066,723
	固定負債	97,217,500
	株主資本	56,270,916
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	46,270,916
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	43,770,916
	（うち当期純損失）	(9,597,225)
	合計	331,555,139

第21期決算公告　令和７年５月29日

京都市伏見区横大路菅本２番地58
株式会社ＢＲＩＤＧＥ
代表取締役　佐藤　宏和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	279,100,935
	固定資産	178,122,836
	合計	457,223,771
負債及び純資産の部	流動負債	179,094,830
	固定負債	92,958,645
	株主資本	185,170,296
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	その他資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	165,170,296
	利益準備金	4,200,000
	その他利益剰余金	160,970,296
	（うち当期純利益）	(20,910,212)
	合計	457,223,771

第19期決算公告　令和７年５月29日

京都市伏見区横大路菅本２番地58
株式会社ＰＲＩＤＥ
代表取締役　西園　陽一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	244,191,760
	固定資産	187,257,484
	合計	431,449,244
負債及び純資産の部	流動負債	111,603,818
	固定負債	79,064,848
	株主資本	240,780,578
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	230,780,578
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	228,280,578
	（うち当期純利益）	(38,878,543)
	合計	431,449,244